

本資料P 1～P 7 3は、令和7年6月4日に一般財団法人省エネルギーセンターの主催により実施された「定期報告書・中長期計画書の報告方法に関する説明会（荷主向け）」で提供されたものです。

【特定荷主】

定期報告書・中長期報告書の作成

2025年6月

関東経済産業局 省エネルギー対策課

定期報告書及び中長期計画書の報告 方法に関する説明会 －荷主向け－

令和7年6月
一般財団法人省エネルギーセンター

＜目次＞

I. 定期報告書作成の流れ

- －省エネ法の義務－
- －定期報告書作成の工程－

II. 定期報告書作成方法

- －EEGSの基本操作方法－
- －エネルギー使用量の把握－
- －定期報告書の作成ポイント－
- －中長期計画書の作成ポイント－
- －よくあるQA－

III. 省エネ法の解説

- －判断基準と管理標準－
- －原単位の管理－
- －省エネ政策－

IV. 省エネ法ヘルプデスクの紹介

省エネ法の義務について（法律と対象エネルギー）

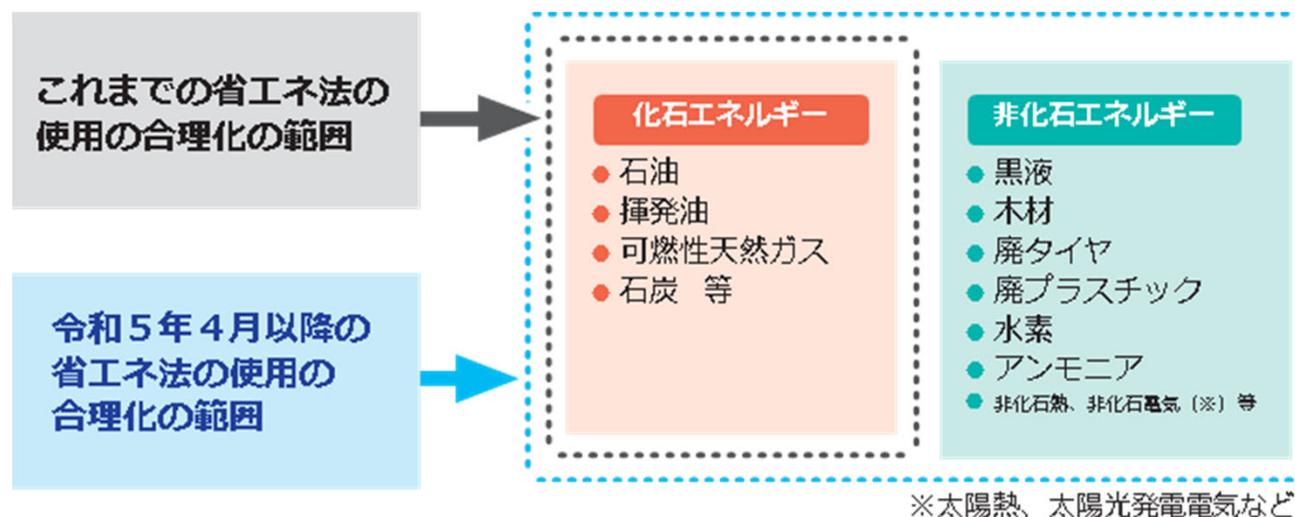
- 省エネ法はエネルギーの使用状況等について定期的に報告いただき、省エネや非化石転換等に関する取組の見直しや計画の策定等を行っていただく法律です。
- 対象となるエネルギーには、化石エネルギーだけでなく非化石のエネルギーも対象ですのでご注意ください。（R5年度実績から報告開始）

省エネ法とは

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「省エネ法」という。）は、一定規模以上（原油換算で1,500kl/年以上のエネルギーを使用する）の事業者には、エネルギーの使用状況等について定期的に報告いただき、省エネや非化石転換等に関する取組の見直しや計画の策定等を行っていただく法律です。

省エネ法におけるエネルギー

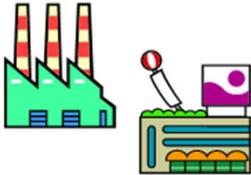
省エネ法におけるエネルギーとは、以下の青枠に示す燃料、熱、電気を対象としています。令和5年4月から新たに非化石エネルギーが報告対象に加わりました。



すべてのエネルギーの使用の合理化が求められます。

省エネ法の義務について（規制対象分野）

- 省エネ法では、**工場等の設置者、輸送事業者・荷主に対し、省エネ・非化石転換に関する取組を実施する際の目安となるべき判断基準及び電気の需要の最適化に関する指針を示し、一定規模以上の事業者**に**エネルギーの使用状況等の報告を求めている。**

	工場・事業場	運輸	
エネルギー使用者への直接規制	努力義務の対象者 工場等の設置者 ・事業者の努力義務 	貨物/旅客輸送事業者 ・事業者の努力義務 	荷主（自らの貨物を輸送業者に輸送させる者） ・事業者の努力義務 
	報告義務等対象者 特定事業者 （エネルギー使用量1,500kl/年以上） ・エネルギー管理者等の選任義務 ・中長期計画の提出義務 ・エネルギー使用状況等の定期報告義務	特定貨物/旅客輸送事業者 （保有車両トラック200台以上等） ・計画の提出義務 ・エネルギー使用状況等の定期報告義務	特定荷主 （年間輸送量3,000万トン以上） ・計画の提出義務 ・委託輸送に係るエネルギー使用状況等の定期報告義務

間接規制

特定エネルギー消費機器等（トップランナー制度）

製造事業者等（生産量等が一定以上）
 ・自動車や家電製品等32品目のエネルギー消費効率の目標を設定し、製造事業者等に達成を求める



一般消費者への情報提供

家電等の小売事業者やエネルギー小売事業者
 ・消費者への情報提供（努力義務）

※建築物に関する規定は、平成29年度より建築物省エネ法に移行

省エネ法の義務について（特定荷主の義務）

- 輸送量が3,000万トンキロ以上となった荷主は特定荷主として指定。
- 新たに年度の輸送量が3,000万トンキロ以上となった場合は、貨物の輸送量届出書を提出。

輸送量3,000万トンキロのイメージ



- 東京－大阪間、片道600kmを1日20台、1台あたり11tの荷物を積んで年間240日輸送させた場合、 $600 \text{ (km)} \times 20 \text{ (台)} \times 11 \text{ (t)} \times 240 \text{ (日)} = 3,168 \text{ 万トンキロ}$ となる。

省エネ法の義務について（中長期計画書の作成）

- 特定荷主は、年 1 回、中長期計画書を作成して提出。
- エネルギーの使用の合理化や非化石エネルギーへの転換にかかる計画を提出。

（1）中長期計画の作成

①エネルギーの使用の合理化

計画例

- ・事業部ごとの省エネ責任者の設置
- ・モーダルシフト実施のためのマニュアルを策定 等

②非化石エネルギーへの転換

計画例

- ・2030 年度における非化石エネルギー自動車の使用台数割合の目標
- ・2030 年度における充電インフラ整備の目標
- ・特殊車両の非化石エネルギーへの転換の技術開発・実証試験 等

省エネ法の義務について（定期の報告）

- 特定荷主は、年1回（毎年6月末日まで）、エネルギーの使用合理化や非化石エネルギーへの転換の内容について、主務大臣に報告する義務。

（2）定期の報告

①エネルギーの使用の合理化

報告内容

・ 輸送に係るエネルギー使用量

・ エネルギー使用原単位 = $\frac{\text{輸送に係るエネルギー使用量}}{\text{輸送に係るエネルギー使用量と密接な関係を持つ値※}}$

・ 省エネ措置の実施状況

・ エネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量 等

※貨物輸送量[トンキロ]、貨物重量、売上高 等

②非化石エネルギーへの転換

報告内容

・ 非化石エネルギー自動車（及び HEV）の使用台数割合 =

$\frac{\text{非化石エネルギー自動車（及び HEV）の使用台数}}{\text{自家用・荷主専属用輸送に使用するトラック台数}}$

・ 充電インフラ整備の実施状況

・ 大型貨物自動車・特殊車両の非化石エネルギーへの転換に向けた実証実験 等

③電気の需要の最適化（任意）

貨物輸送事業者に行わせる電気を使用した貨物の輸送について、再エネ出力制御時や電気の需給逼迫時に応じて、系統電気を使用した貨物輸送の時間変更やEV、PHEV等の充電時間の変更等の取組について報告することができます。

定期報告書作成の工程

- EEGSを使用する際のアカウント申請から報告書提出までの各工程では、エネルギー使用量の把握や報告書提出前チェックなどに時間がかかるので早めに着手してください。

作成の工程と準備に要する時間の目安

1. EEGSのアカウント申請（1日）
（省庁からアカウントの発行を受けるには、2週間程度時間を要します。※時期によってはさらに時間を要する可能性もあるため、はやめの申請をお願いします。）
2. 各事業所へのアカウント発行・初期登録（1週間）
3. 各事業所・貨物輸送事業者等のエネルギー使用量の把握とEEGS入力（1か月）
4. 定期報告書・中長期計画書の作成・提出（1週間）

<目次>

I. 定期報告書作成の流れ

- ー省エネ法の義務ー
- ー定期報告書作成の工程ー

II. 定期報告書作成方法

- ーEEGSの基本操作方法ー
- ーエネルギー使用量の把握ー
- ー定期報告書の作成ポイントー
- ー中長期計画書の作成ポイントー
- ーよくあるQAー

III. 省エネ法の解説

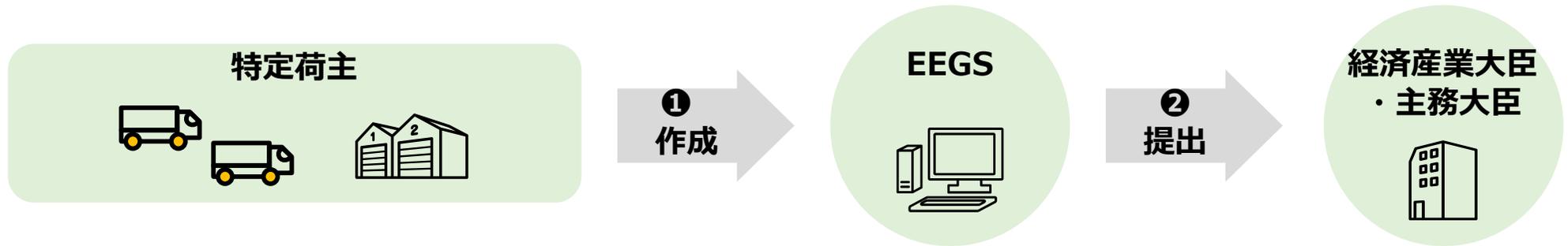
- ー判断基準と管理標準ー
- ー原単位の管理ー
- ー省エネ政策ー

IV. 省エネ法ヘルプデスクの紹介

定期報告書作成の流れ（EEGSによる定期報告書作成・提出の流れ）

- EEGSでの報告書作成は特定荷主の事務局が様式43の届け出を所管の経産局に行って事務局アカウントを入手。
- EEGS利用のメリットは、提出作業の軽減、計算精度の向上、過年度報告内容の蓄積、報告書処理状況の可視化。

● EEGSによる定期報告書及び中長期計画書の提出フロー



● EEGS利用のメリット

報告書提出に伴う作業の軽減	システム上で報告書提出が完了するため、紙での提出は不要 省エネ法・温対法・フロン法における各種報告の一元管理が可能
算定精度の向上	システム上で入力値の自動チェックが可能のため、事業所管省庁からの差戻し回数が減少
過年度報告内容の蓄積	過去に提出した報告書の内容を確認でき、過年度の報告内容を参照しつつ今年度の報告書を作成可能
報告書処理状況の可視化	提出した報告書の省庁での処理状況（提出、受理、差戻し等）がシステム上で確認可能

EEGS利用の手続き

- 電子情報処理組織使用届出書に特定排出者番号、特定荷主番号、所在地、事業所名等の基本的な情報を記載。
- 申請から通知まで1ヶ月ほどかかりますので、定期報告書等の提出期限(6月末)までに余裕をもって申請

アカウントの発行（EEGS利用申請）

● 電子情報処理組織使用届出書の届出手順

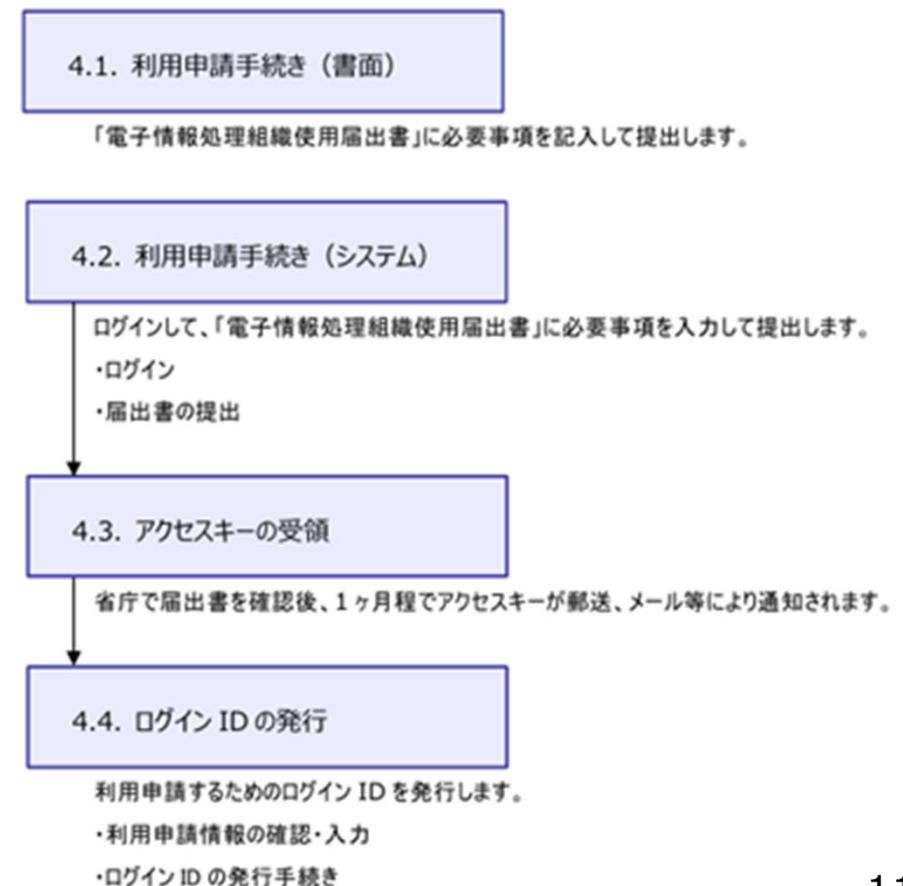
① 電子情報処理組織使用届出書の作成



『電子情報処理組織使用届出書』は省エネポータルサイトの『様式ダウンロードページ』の様式43を参照
電子情報処理組織使用届出書に特定排出者番号、特定荷主番号、所在地、事業所名等の基本的な情報を記載。申請から通知まで1ヶ月ほどかかりますので、定期報告書等の提出期限(6月末)までに余裕をもって申請してください。

4. EEGS 利用申請

EEGS の利用申請について説明します。



EEGS入力操作の概要

- EEGSで報告書作成のためにログインできるようにするには様式43の書面での届け出が必要です。
- 所管の経済産業局よりアクセスキーを受領したらログインのためのIDを取得します。同時にパスワードを設定します。

アカウントの発行（EEGS利用申請）⇒ ログインID、パスワードを入力して作成開始



省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）

EEGSへログインをする

EEGS（イーグス）Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting systemとは、省エネ法・温対法・フロン法の同時報告、及び、温室効果ガス排出に関する情報の統合管理を可能とするシステムです。

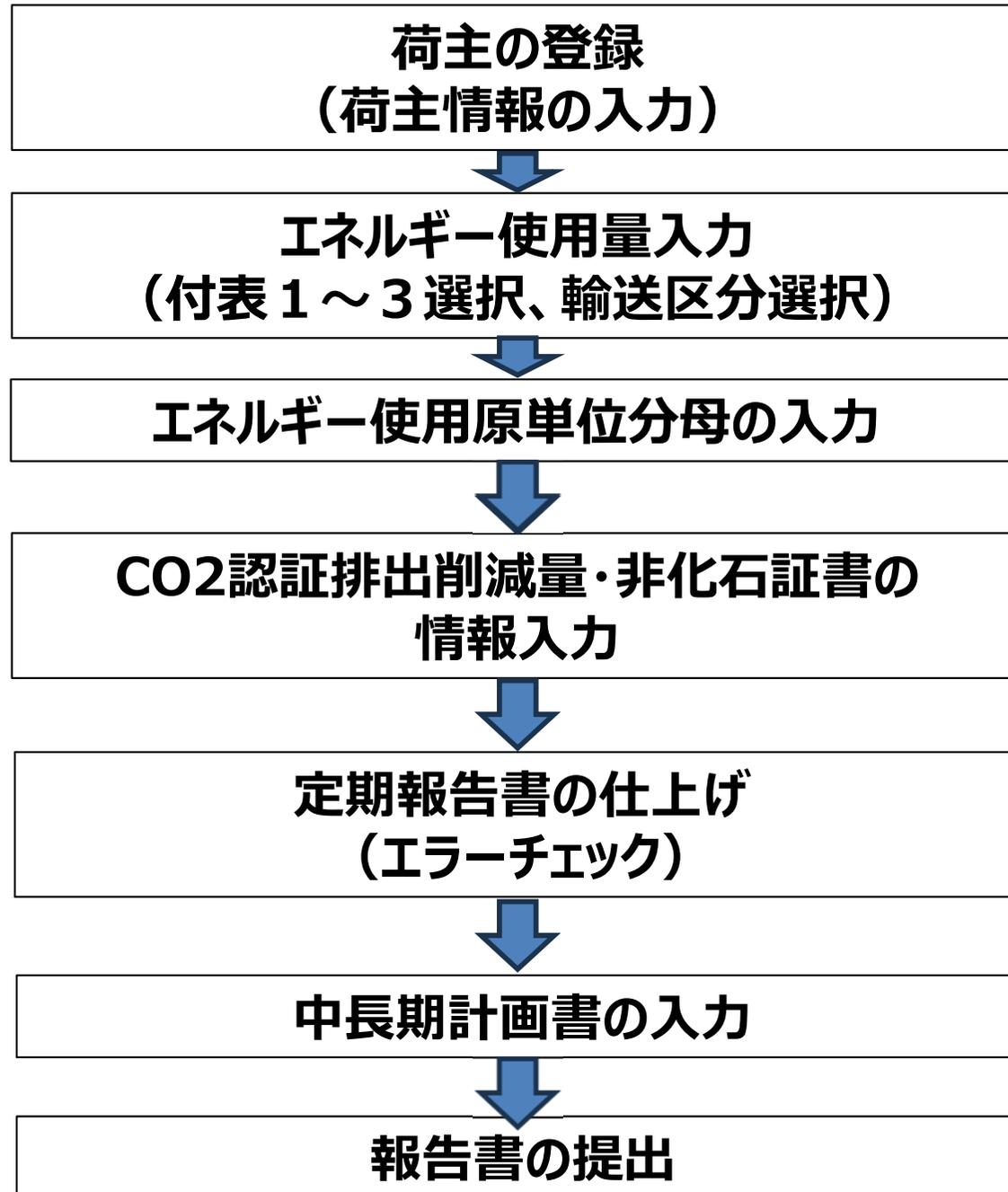
「旧 省エネ法・温対法電子報告システム」「旧 フロン法電子報告システム」のアカウントは、そのままご利用いただけます。

 ログインID

 パスワード

EEGS入力操作の概要

- ログイン後のEEGSでの入力下記の流れ。

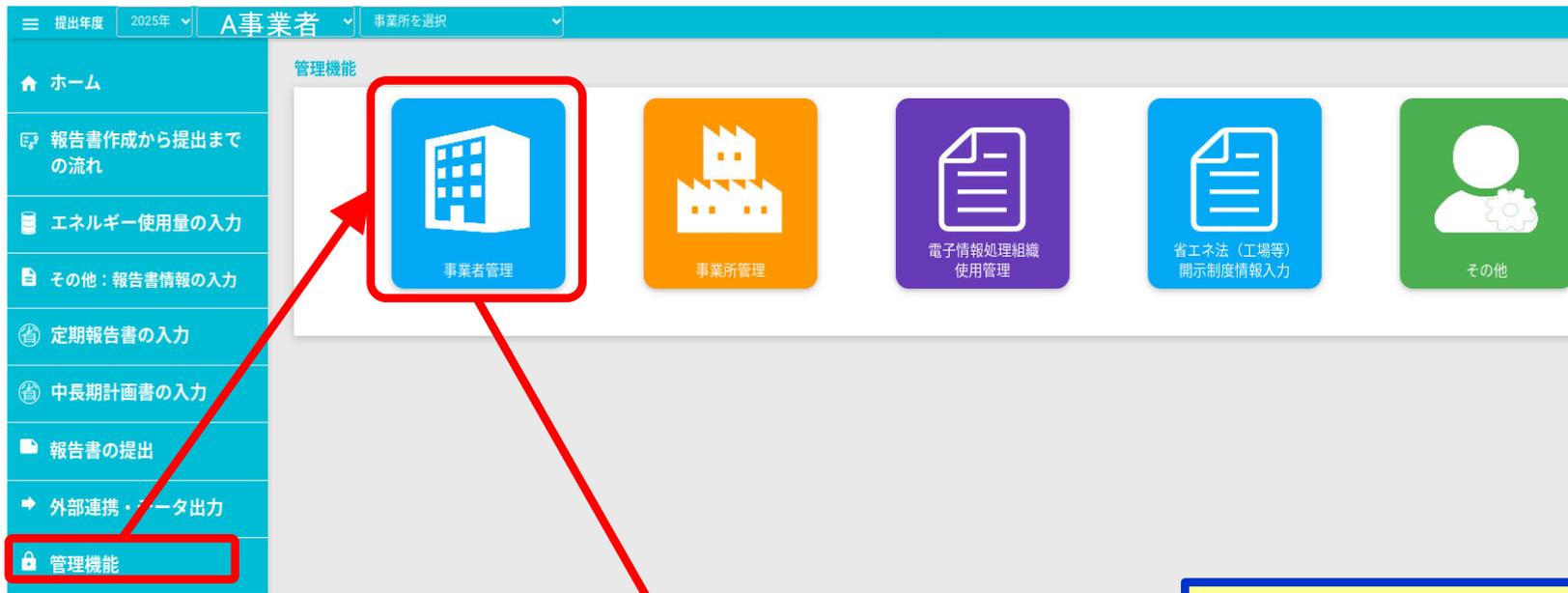


EEGSの基本操作方法 1 事業者の入力

- 事業者入力は「管理機能」の「事業者管理」から「荷主情報の入力」メニューから入力します。

1. 事業者の入力

管理
機能



画面構成や表示された係数等は、実際の画面では異なることがあります。その場合は実際の画面に従って入力してください。

事業者
管理



事業者管理の画面

この記入例では「荷主情報の入力」の画面での入力方法を示すが、この画面で入力・修正ができない項目がある場合は、「事業者情報の入力」等の画面で入力する。

次ページへ

EEGSの基本操作方法 2 荷主情報入力

- 荷主の事業者情報として、特定排出者コード、特定荷主番号、法人番号等を入力します。
- 入力・修正後は忘れずに「入力内容の保存」ボタンを押します。

荷主情報入力

荷主情報の入力画面

この画面で入力・修正ができない項目があれば、「事業者情報の入力」等の画面で入力する。

提出年度 2025年 ▼ A事業者 ▼ 事業所を選択 ▼

入力内容の保存 ← 前画面に戻る

荷主情報入力

*は必須項目です。

事業者情報

特定排出者コード／特定漏えい者コード、特定事業者番号(特定連鎖化事業者番号)、特定荷主番号、特定輸送事業者指定番号、事業者名に変更がある場合は、「電子情報処理組織使用変更届出書」の提出が必要です。

特定排出者コード／特定漏えい者コード

特定荷主番号／認定管理統括荷主番号 *経済産業局から通知された6桁の指定番号を入力

*法人番号 法人情報検索

*事業者名

*事業者名(ふりがな)

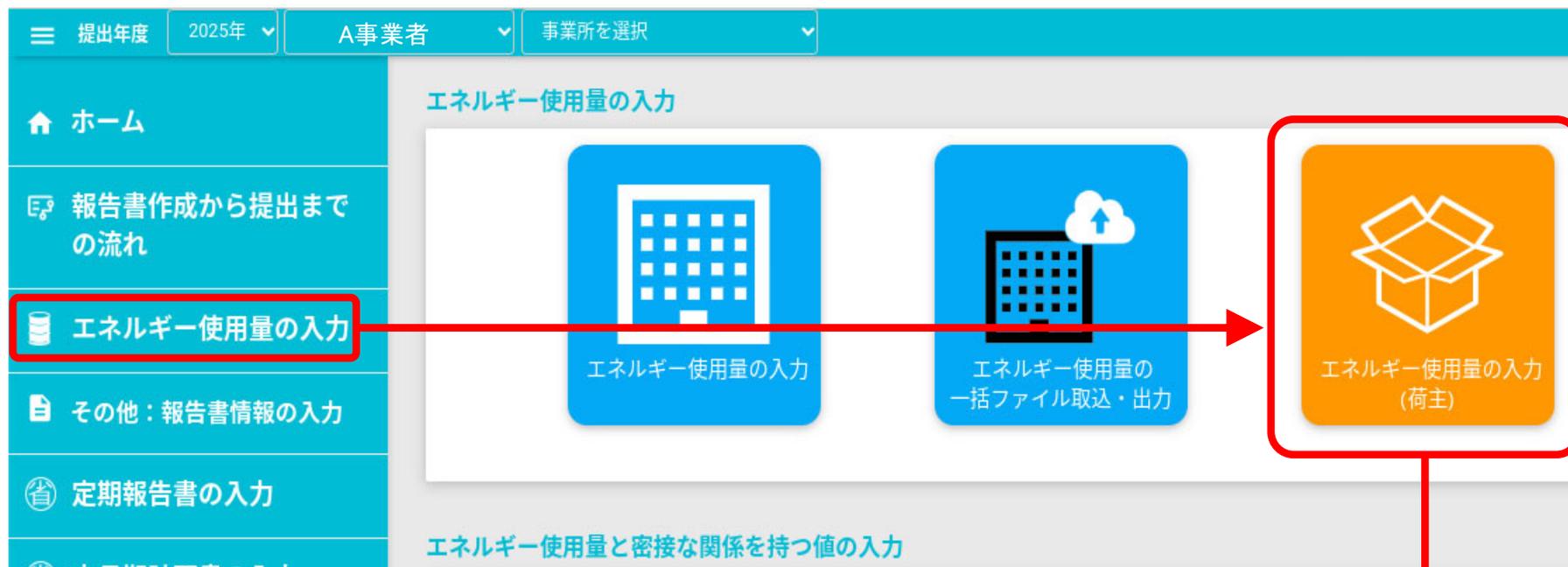
EEGSの基本操作方法 3 エネルギー使用量の入力

- 荷主のエネルギー入力は、「エネルギー使用量の入力（荷主）」メニューから入力します。

2. エネルギー使用量の入力

エネルギー使用量の入力

エネルギー使用量の入力画面



次ページへ

EEGSの基本操作方法 4 付表の選定

- エネルギー使用量の入力では、入力する付表を燃料法、燃費法、トンキロ法から選定します。
- 「前年度の輸送区分の取り込み」※のボタンを押すと、前年度入力の輸送区分やエネルギーデータを取り込みます。 ※前年度にEEGS（Web入力）で報告した事業者のみが利用可能です。

付表の選定

エネルギー使用量の入力(荷主)

エネルギー使用量を入力してください。
電気のCO2排出量は、非化石二酸化炭素削減相当量控除した値となっておりますが、定期報告書(荷主)

前年度の輸送区分を取り込み

付表1 付表2 付表3

付表1 燃料法によるエネルギー使用量等(算定) 識別の枠では、IDは任意に設定できます。また

+ 輸送区分を追加する

排出係数を表示

識別	輸送区分	エネルギー使用量			CO2排出量 (t-CO2)
		2023年度	2024年度	単位	
				熱量GJ	

「前年度の輸送区分の取り込み」のボタンを押すと、前年度入力の輸送区分やエネルギーデータを取り込みめる。
【注意】今年度入力したデータがあると、破棄されるので、注意のこと。

使用する付表を選択する。

付表の入力画面

○入力する付表を下記から選定する。

付表1：燃料法

付表2：燃費法

付表3：トンキロ法

(複数の付表の使用も可能)

○前年度の提出で入力した輸送区分やエネルギーデータを取り込むこともできる。

EEGSの基本操作方法 5 付表1

- 付表1が選定されている場合、「+ 輸送区分を追加する」のボタンを押すと、補助入力用ボタンが表示されますので、輸送区分を選択します。
- 輸送区分の選択では、自家輸送／委託輸送の区分を選択しますと貨物自動車／その他の区分が選択できます。

2. 1 付表1（燃料法）を使用する場合の入力方法

輸送
区分の
入力

提出年度 2025年 ▼ A事業者 ▼ 事業所を選択 ▼ 削除 入力内容を保存

エネルギー使用量の入力(荷主)

エネルギー使用量を入力してください。
電気のCO2排出量は、非化石二酸化炭素削減相当量、グリーン証書由来の削減相当量、再エネ電力由来のクレジットを控除した値となっておりますが、定期報告書（荷主）の方では正確なCO2排出量が算出されるので問題ありません。

前年度の輸送区分を取込み

付表1

付表1が選択されていることを確認する。

+ 輸送区分を追加する

「+ 輸送区分を追加する」のボタンを押すと、補助入力用ボタンが表示されるので、輸送区分を選択する。

識別	輸送区分	エネルギー使用量			CO2排出量 (t-CO2)
		2023年度	2024年度	単位	
				熱量GJ	

輸送区分を追加する

輸送区分

項目を選択してください

項目を選択してください

自家輸送

委託輸送

輸送区分を追加する

輸送区分

自家輸送

貨物自動車

その他

選択した輸送区分を追加する

付表1の入力画面（初期画面）

- 輸送区分を選択する。
 - ・ 自家輸送／委託輸送の区分
 - ・ 貨物自動車／その他の区分
- 輸送区分は必要なだけ追加できる。

EEGSの基本操作方法 6 付表1つづき

- 識別IDは、付表1～3を通じて異なるIDとします。
- 区分内容には、事業者の整理用として必要なら入力します。
- 付表1のエネルギー入力画面では、輸送区分を選択すると、代表的なエネルギー種類が表示されます。表示にないエネルギーを選ぶときは、「追加」ボタンを押して追加します。

エネルギー使用量等の入力

エネルギー使用量等の入力画面のスクリーンショット。表にはエネルギーの種類、輸送区分、エネルギー使用量（2023年度、2024年度、単位）、およびCO2排出量（t-CO2）が表示されています。

識別	輸送区分	エネルギー使用量			CO2排出量 (t-CO2)
		2023年度	2024年度	単位	
01-01	貨物自動車	0001			
	揮発油		1000	kl	33400
	軽油		1000	kl	38000

識別IDを入力する。
○数字、アルファベット、漢字等、形式は任意。
○付表1～3を通じて異なるIDとすること。

区分内容を必要なら入力する。
○事業者の整理用。
○記入の有無は任意。

エネルギー使用量を入力する。

エネルギーの種類を追加したいときは、「追加」ボタンをクリックすると、右の補助入力ボックスが表示されるので、選択する。

都市ガス又は電気を選択した場合の入力方法を次頁に示す。

項目を追加するダイアログボックスのスクリーンショット。以下の項目から選択してください。

- 液化石油ガス(LPG)
- 都市ガス
- 電気
- バイオディーゼル
- バイオエタノール
- バイオガス
- 水素

付表1の入力画面（エネルギー入力画面）

- 上記で輸送区分を選択すると、代表的なエネルギー種類が表示される。
- 表示にないエネルギーを選ぶときは、「追加」ボタンを押して追加する。

次ページへ

EEGSの基本操作方法 7 付表1つづき

- 都市ガス・電気の入力では、入力用ボックスが表示されますのでそれぞれ入力します。

エネルギー使用量等の入力
(都市ガス・電気の入力方法)

付表1の入力画面
(都市ガス・電気の
入力画面)

このボタンを押すと、補助入力
用ボックスが表示される。

識別	輸送区分	エネルギー使用量		CO2排出量 (t-CO2)
		2023年度	2024年度	
自家輸送				
01-01	貨物自動車 0001			
揮発油		1000	33400	200.12666666666666
軽油		1000	38000	2619.4666666666666
都市ガス				
電気				

上記の選択で、画面に都市
ガス又は電気が表示される。

電気の補助入力ボックス
(21頁参照)

都市ガスの補助入力ボックス
(次頁参照)

EEGSの基本操作方法 8 付表1つづき

- 都市ガスの補助入力ボックスでは、「+追加」のボタンを押して、「都市ガス供給事業者名」、「換算係数」、「基礎排出係数」及び「使用量」を入力します。
- 使用量入力欄には千m3単位で入力します。温度や圧力補正の必要はありません。

都市ガスの補助入力ボックス

都市ガスの入力画面

○付表2、付表3にも同様の画面がある。

「+追加」ボタンを押して入力欄を表示させる。

+追加

都市ガス供給事業者名

換算係数
(GJ/千m3)

基礎排出係数
(t-CO2/千m3)

使用量
(千m3)

操作

××ガス

45

2.09

1000

削除

この内容で入力する

手動入力する。

使用量を入力する。

○温度圧力補正は不要。

○補正できる場合は、補正してもよい。

EEGSの基本操作方法 9 付表1つづき

- 電気の補助入力ボックスでは、入力ボタンを押すと、「電気事業者を追加する」ボタンを押して電気事業者名と電力メニューを選ぶと、「非化石証書の使用状況」のパーセント値が自動表示されます。
- 非化石電気の割合が自動計算されて「うち非化石電気」の値が表示されます。

電気の補助 入力ボックス

①

電気使用量の入力：自家輸送（貨物自動車）

をクリックして使用量を入力してください。
※自家発電によって発生させた電気を自営線によって事業所間で送電して使用した場合、「自家発電」として入力してください。

エネルギーの種類	換算係数	使用量		単位
		2023年度	2024年度	
電気の使用				
電気使用量				千kW <input checked="" type="checkbox"/>
：昼間買電（旧基準）	9.97			千kWh <input checked="" type="checkbox"/>

このボタンを押すと、補助入力ボックスが表示される。

電気の 入力画面

○付表2、付表3にも同様の画面がある。

電気の補助 入力ボックス

②

+ 電気事業者を追加する

このボタンを押してメニューを選択する。

電気事業者	電気事業者からの買電 (千kWh)	電気事業者の非化石証書の使用状況(%)	うち非化石 (千kWh)	基礎排出係数 (t-CO2/kWh)	調整後排出係数 (t-CO2/kWh)	操作
東京電力エナジーパートナー（株）メニューN(残差) (2024年7月公表)	<input type="text" value="10000"/>	<input type="text" value="20"/>	<input type="text" value="3040"/>	0.000457	0.00039	削除

使用量入力欄

メニューを選ぶと自動入力。
 ○自分で修正入力も可能。
 ○メニューを選んでも空欄の場合は手入力が必要。

自動計算される。
 ○計算過程（例）
 $20 + 80 \times 0.13 = 30.4 \%$
 $10,000 \times 0.304 = 3,040$

EEGSの基本操作方法 10 付表2

- 付表2が選定されている場合、「+ 輸送区分を追加する」のボタンを押すと、補助入力用ボタンが表示されますので、輸送区分を選択します。
- 輸送区分の選択では、自家輸送／委託輸送の区分を選択しますと貨物自動車／その他の区分が選択できます。

2. 2 付表2（燃費法）を使用する場合の入力方法

輸送区分の入力

エネルギー使用量の入力(荷主)

エネルギー使用量を入力してください。
電気のCO2排出量は、非化石二酸化炭素削減当量、グリーン証書由来の削減相当量、再エネ電力由来のクレジットを
控除した値となっておりますが、定期報告書（荷主）の方で

前年度の輸送区分を取込み

付表 **付表2** 付表

付表2 燃費法によるエネルギー使用量等の特定
識別の枠では、IDは任意に設定できます。また、輸送区分の枠では、輸送区分を特徴づける名称を入力します。

排出係数を表示

識別	輸送区分	輸送距離 (km)		エネルギー使用量		単位	熱量GJ
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		

輸送区分を追加する

輸送区分

項目を選択してください

項目を選択してください

自家輸送

委託輸送

輸送区分を追加する

輸送区分

自家輸送

貨物自動車

その他

選択した輸送区分を追加する

付表2の入力画面（初期画面）

- 輸送区分を選択する。
 - ・ 自家輸送／委託輸送の区分
 - ・ 貨物自動車／その他の区分
- 輸送区分は必要なだけ追加できる。

EEGSの基本操作方法 1 1 付表2つづき

- 識別IDは、付表1～3を通じて異なるIDとします。
- 区分内容は、事業者の整理用として必要なら入力します。
- 付表2のエネルギー入力画面では、輸送区分を選択すると、代表的なエネルギー種類が表示されます。表示にないエネルギーを選ぶときは、「追加」ボタンを押して追加します。

エネルギー使用量等の入力

付表2の入力画面（エネルギー入力画面）

- 上記で輸送区分を選択すると、代表的なエネルギー源が表示される。
- 表示にないエネルギーを選ぶときは、「追加」ボタンを押して追加する。

識別IDを入力する。
○数字、アルファベット、漢字等、形式は任意。
○付表1～3を通じて異なるIDとすること。

区分内容を必要なら入力する。
○事業者の整理用。
○記入の有無は任意。

エネルギーの種類を追加したいときは、「追加」ボタンをクリックすると、右の補助入力ボックスが表示されるので、選択する。

輸送距離とエネルギー使用量（輸送距離/燃費）を入力する。

都市ガス又は電気を選択した場合の入力方法を次頁に示す。

次ページへ

EEGSの基本操作方法 1 2 付表2つづき

- 付表2の入力では、都市ガス・電気の入力画面は、補助入力用ボックスを表示させます。

エネルギー使用量等の入力（都市ガス・電気の入力方法）

提出年度 2025年 A事業者 事業所を選択 氏名03 削除 入力内容を保存

エネルギー使用量の入力(荷主)

エネルギー使用量を入力してください。
電気のCO2排出量は、非化石二酸化炭素削減相当量、グリーン証書由来の削減相当量、再エネ電力由来のクレジットを控除した値となっておりますが、定期報告書（荷主）の方では正確なCO2排出量が算出されるので問題ありません。

前年度の輸送区分を取込み

付表1 付表2 付表3

付表2 燃費法によるエネルギー使用量等の算定
識別の枠では、IDは任意に設定できます。また、輸送区分の枠では、輸送区分を特徴づける名称を入力します。

+ 輸送区分を追加する

排出係数を表示

識別	輸送区分	輸送距離 (km)		エネルギー使用量		CO2排出量 (t-CO2)	
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	単位	熱量GJ
自家輸送							
02-02	貨物自動車 0002						
	揮発油	100		1000	kl	33400	2290.126666666666
	軽油	100		1000	kl	38000	2619.466666666666
	都市ガス				千m3		
	電気				千kWh		

付表2の入力画面
(都市ガス・電気の入力画面)

上記の選択で、画面に都市ガス又は電気が表示される。

このボタンを押すと、補助入力用ボックスが表示される。
補助入力用ボックスの入力方法は、付表1の説明参照。

EEGSの基本操作方法 1 3 付表3

- 付表3が選定されている場合、「+ 輸送区分を追加する」のボタンを押すと、補助入力用ボタンが表示されますので、輸送区分を選択します。
- 輸送区分の選択では、自家輸送／委託輸送の区分を選択しますと貨物自動車／その他の区分が選択できます。

2. 3 付表3 (トンキロ法) を使用する場合の入力方法

輸送区分の入力

提出年度 2025年 A事業者 事業所を選択

エネルギー使用量の入力(荷主)

エネルギー使用量を入力してください。
電気のCO2排出量は、非化石二酸化炭素削減相当量、グリーン証書由来の削減相当量、再エネ電力由来のクレジットを
控除した値となっておりますが、定期報告書(荷主)の方では正確なCO2排出量が算出されるので問題ありません。

前年度の輸送区分を取込み

付表1 付表2 付表3

付表3 トンキロ法によるエネルギー使用量の報告書の提出は、IDは任意に設定できます。

+ 輸送区分を追加する

輸送区分	燃費基準	2023年度	2024年度(A)	2023年度

付表3の入力画面(初期画面)

- 輸送区分を選択する。
 - ・ 自家輸送／委託輸送の区分
 - ・ 貨物自動車／その他の区分
- 輸送区分は必要なだけ追加できる。

輸送区分を追加する

輸送区分

項目を選択してください

項目を選択してください

自家輸送

委託輸送

輸送区分を追加する

輸送区分

自家輸送

貨物自動車

その他

選択した輸送区分を追加する

EEGSの基本操作方法 14 付表3つづき

- 付表3の識別ID、区分、追加エネルギー種類等の入力では、揮発油と軽油は自動表示されます。最大積載量の範囲ごとに入力します。
- 表示にないエネルギーを選ぶときは、「追加」ボタンを押して追加します。、「追加」ボタンをクリックすると、下の補助入力ボックスが表示されるので、燃料・電気を選択します。

識別ID、区分、追加エネルギー種類等の入力

付表3の入力画面（エネルギー入力画面）

付表3 トンキロ法によるエネルギー使用量等の算定
識別の枠では、IDは任意に設定できます。また、輸送区分の枠では、輸送区分を特徴づける名称を入力します。

輸送区分を追加する
排出係数を表示

識別	輸送区分	輸送量 (千トンキロ)	燃費基準	2023年度	2024年度 (A)	2023年度	2024年度 (B)	単位	熱量GJ	(参考)平均積載率 (C) (%)
自家輸送										
03-03	貨物自動車	0003								
	揮発油	~499								
		500~1,499								
		500以上								
		~99								
		1,000~1,999								
		10,000~11,999								
		12,000~16,999								
		17,000以上								

追加

項目を追加する

以下から選択してください。

- 電気
- バイオディーゼル
- バイオエタノール
- バイオガス
- 水素
- アンモニア

選択した項目を追加する

電気 0 kWh

合計

識別IDを入力する。
○数字、アルファベット、漢字等、形式は任意。
○付表1~3を通じて異なるIDとすること。

区分内容を必要なら入力する。
○事業者の整理用。
○記入の有無は任意。

エネルギーの種類を追加したいときは、「追加」ボタンをクリックすると、下の補助入力ボックスが表示されるので、選択する。

電気を選択した場合、下段に電気の入力欄が表示される。

EEGSの基本操作方法 15 付表3つづき

- 付表3の貨物自動車入力画面では、最大積載量の範囲の「入力／削除」ボタンを押すと、右側に、入力欄が表示されます。
- 貨物自動車の該当する年度基準を確認します。輸送したトンキロの合計を千トンキロ単位で入力します。最大積載量 (Z)及び積載率 (X) を入力し、「←」ボタンを押すと、エネルギー使用量及びCO2排出量等が自動計算されます。

エネルギー使用量等の入力① (貨物自動車の場合)

付表3の入力画面 (貨物自動車入力画面)

識別	輸送区分	燃費基準	輸送量 (千トンキロ)		エネルギー使用量			簡易計算機能									
			2023年度	2024年度 (A)	2023年度	2024年度 (B)	単位	熱量GJ	(参考)平均積載率 (C)(%)	CO2排出量 (t-CO2) 【←】で(C)へセット	(A)と(Z)と(X)から (A)と(Z)と(X)から(B)を自動計算 【←】で(B)へセット	最大積載量(Z)	積載率(%) (X)	エネ使用量 / 輸送量(Y)	エネ使用量 (A)×(Y)		
自家輸送	貨物自動車	0003															
揮発油	500~1,499	①	10000	②	kl	157680.755602021	④	10811.6438091119	-		③	720.98070664736					
軽油	2015年度基準		10000		kl	4720.98070664736		157680.755602021		10811.6438091119	1000	24	0.4720980706647	4720.98070664736			
	その他				kl												

貨物自動車の入力方法

最大積載量の範囲の「入力／削除」ボタンを押すと、右側に、入力欄が表示される。

① 貨物自動車の該当する年度基準を確認する。(不明な場合は「その他」)

② 輸送したトンキロの合計を千トンキロ単位で入力する。

④ エネルギー使用量、熱量GJ、CO2排出量は、①～③の操作により自動表示される。

③ 最大積載量 (Z)及び積載率 (X) を入力し、「←」ボタンを押すと、エネルギー使用量及びCO2排出量等が自動計算される。

EEGSの基本操作方法 16 付表3つづき

- 電気の入力方法では、この画面で電気を選択すると、最下段に入力欄が表示されます。
- 最大積載量を入力します。千トンキロを入力します。電気の補助入力ボックスを表示させ、入力します。
- 入力した電気の使用量が表示され、電気の熱量GJ、CO2排出量が自動計算されて表示されます。

エネルギー使用量等の入力① (貨物自動車の場合)

付表3の入力画面 (貨物自動車入力画面)

燃費基準	2023年度	2024年度 (A)	2023年度	2024年度 (B)	単位	熱量GJ	(参考)平均積載率 (G)(%)	(t-CO2)	最大積載量(Z)	積載率(X)	エネ使用量/輸送量(Y)	エネ使用量 (A)×(Y)
揮発油	~499				kl							
	500~1,499		10000		kl	157680.755602021	24	10811.6438091119				4720.98070664736
	2022年度基準				kl							
	2015年度基準		10000	4720.98070664736	kl	157680.755602021		10811.6438091119	1000	24	0.47209807066473	4720.98070664736
	その他				kl							
	1,500以上				kl							
軽油	~999				kl							
	1,000~1,999				kl							
	2,000~3,999				kl							
	4,000~5,999				kl							
	6,000~7,999				kl							
	8,000~9,999				kl							
	10,000~11,999				kl							
	12,000~16,999				kl							
	17,000以上				kl							
電気					千kWh							
		5000		10000					86400	4570		

電気の入力方法

上図で電気を選択すると、最下段に入力欄が表示される。

① 最大積載量を入力する。

② 千トンキロを入力する。

④ 右の③で入力した電気の使用量が表示される。

③ クリックして電気の補助入力ボックスを表示させ、入力する (付表1の説明参照)。

⑤ 左の③で入力した電気の熱量GJ、CO2排出量が自動計算されて表示される。

EEGSの基本操作方法 17 エネルギー使用量の入力つづき

- 船舶・鉄道・航空機の場合は、付表3を選択します。「+ 輸送区分を追加する」のボタンを押すと、補助入力用ボタンが表示されるので、「委託輸送」を選択します。
- 委託輸送を選択すると、船舶、鉄道及び航空機の選択ボタンが表示されますので、該当するものを選択します。

エネルギー使用量等の入力②（船舶・鉄道・航空機の場合）

付表3の入力画面
(船舶・鉄道・航空機の入力画面)

○委託輸送を選択すると、船舶、鉄道及び航空機の選択ボタンが表示される。

「委託輸送」を選択すると、「船舶」、「鉄道」、「航空機」の選択ボタンが表示されるので、該当するものを選択する。

次ページへ

EEGSの基本操作方法 18 エネルギー使用量の入力つづき

- 付表3に「船舶」、「鉄道」、「航空機」の入力欄が表示されます。
- 「船舶」の場合は、格付けを選択します。、輸送量を入力し、「←」ボタンを押すと熱量GJとCO2排出量が自動計算されます。
- 「鉄道」及び「航空機」の場合は、輸送量を入力すると熱量GJとCO2排出量が自動計算されます。

付表3に「船舶」、「鉄道」、「航空機」の入力欄が表示される。

識別	輸送区分	燃費基準	輸送量 (千トンキロ)		エネルギー使用量				CO2排出量 (t-CO2)
			2023年度	2024年度 (A)	2023年度	2024年度 (B)	単位	熱量GJ (参考)平均 積載率 (C)(%)	
委託輸送 03-04	船舶	★5 (20%以上の燃費向上)		100000				44200	3100
03-05	鉄道	(格付を選択)		100000				49100	2200
03-06	航空機			10000				222000	14900
合計									

「船舶」の場合は、輸送量を入力し、「←」ボタンを押すと熱量GJとCO2排出量が自動計算される。

「鉄道」及び「航空機」の場合は、輸送量を入力すると熱量GJとCO2排出量が自動計算される。

「船舶」の場合は、格付けを選択する。
不明な場合は「その他」を選択する。

EEGSの基本操作方法 19 エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力

- 「エネルギー使用量の入力」メニューから荷主の「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力」を開くと、使用量と密接な関係を持つ値の名称、単位、数量を記入すると、第2表に自動表示されます。

3. エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力

The screenshot shows the EECS system interface. On the left, a sidebar menu has 'エネルギー使用量の入力' (Energy Usage Input) highlighted with a red box. A red arrow points from this menu item to the 'エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力 (荷主)' (Input of values closely related to energy usage (Shipper)) icon in the main dashboard. Another red arrow points from this icon to the input form on the right. The input form has a table with the following data:

項目	エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力
*値の名称	<input type="text" value="輸送量"/>
*値の単位	<input type="text" value="千トン"/>
*値の数量	<input type="text" value="1000"/>

A blue arrow points from the table to a yellow callout box. A second yellow callout box is also present.

エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の「名称」、「単位」及び「数量」を入力する。

エネルギー使用量と密接な関係を持つ値（原単位の分母）の入力画面

EEGSの基本操作方法 20 排出削減量の入力

- CO2排出削減量や非化石証書の入力は、「その他：報告書情報の入力」から「認証排出削減量・証書等による非化石エネルギーの使用量の入力」メニューから入力します。
- 「排出削減量・非化石エネルギーを入力」ボタンを押すと入力ボックスが現れます。

4. 認証排出削減量（J-クレジット等）・非化石証書等の入力

The screenshot shows the EECS system interface. On the left, a sidebar menu has 'その他：報告書情報の入力' (Other: Report Information Input) highlighted with a red box. An arrow points from this menu item to a central panel titled 'その他：報告書情報の入力' (Other: Report Information Input). This panel contains two main buttons: a green one for '認証排出削減量・証書等による非化石エネルギーの使用量の入力' (Input of non-fossil energy use by certified emission reductions and certificates) and an orange one for '大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素量の入力' (Input of CO2 captured and used for fuel production). A red arrow points from the green button to the right-hand side of the interface, which is the '認証排出削減量・証書等による非化石エネルギーの使用量の入力' (Input of non-fossil energy use by certified emission reductions and certificates) screen. In this screen, the '入力' (Input) button is highlighted with a red box. A red arrow points from this button to a table at the bottom of the page. A yellow callout box on the right explains that clicking this button shows an input box where values are entered. A blue callout box on the left explains that 'non-fossil energy CO2 equivalent reduction' is converted from 'non-fossil certificates'.

入力画面

「非化石電源二酸化炭素削減相当量」とは「非化石証書」をCO₂に換算したものだ。

このボタンを押すと入力ボックスが現れるので、入力する。
↓
左下のように入力値が表示される。

削減量の種別	無効化/移転区分	Jクレジット連携	クレジット特定番号	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量(t-CO ₂)	方法論の種類	熱・電気の種別	非化石エネルギー量	操作
J-クレジット	無効化		JC-000-000-000-000-001-000-000-000-005-000	2025/04/01	5,000	再エネ電力由来	電気	100,000 kWh	
非化石電源二酸化炭素削減相当量	無効化						電気	100,000 kWh	

EEGSの基本操作方法 2 1 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報入力

- 第9表の6 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報は種別、非化石証書の量、を入力すると「削減相当量計算」のボタンで排出量が自動計算されます。

第9表の6 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

認証排出削減量（J-クレジット等）は前頁の入力のみでよいが、非化石証書の場合は、この表も記入が必要。

非化石証書等の入力画面（第9表）

○この表は「5. 定期報告書の仕上げ」で定期報告書第9表を表示させ、「6 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報」の欄に入力する。

6 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

事業者	種別	非化石証書の量	全国平均係数	補正率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量	操作
省エネ法ヘルプデスク	非FIT証書（再エネ指定あり）	100000 kWh	0.000438 t-CO2/kWh	1.02	44 t-CO2	削除

行追加

削減相当量計算

入力欄

「削減相当量計算」のボタンを押すと、自動計算される。

※荷主ではなく、貨物の輸送を行わせる貨物輸送事業者が所有する非化石証書について記入すること。

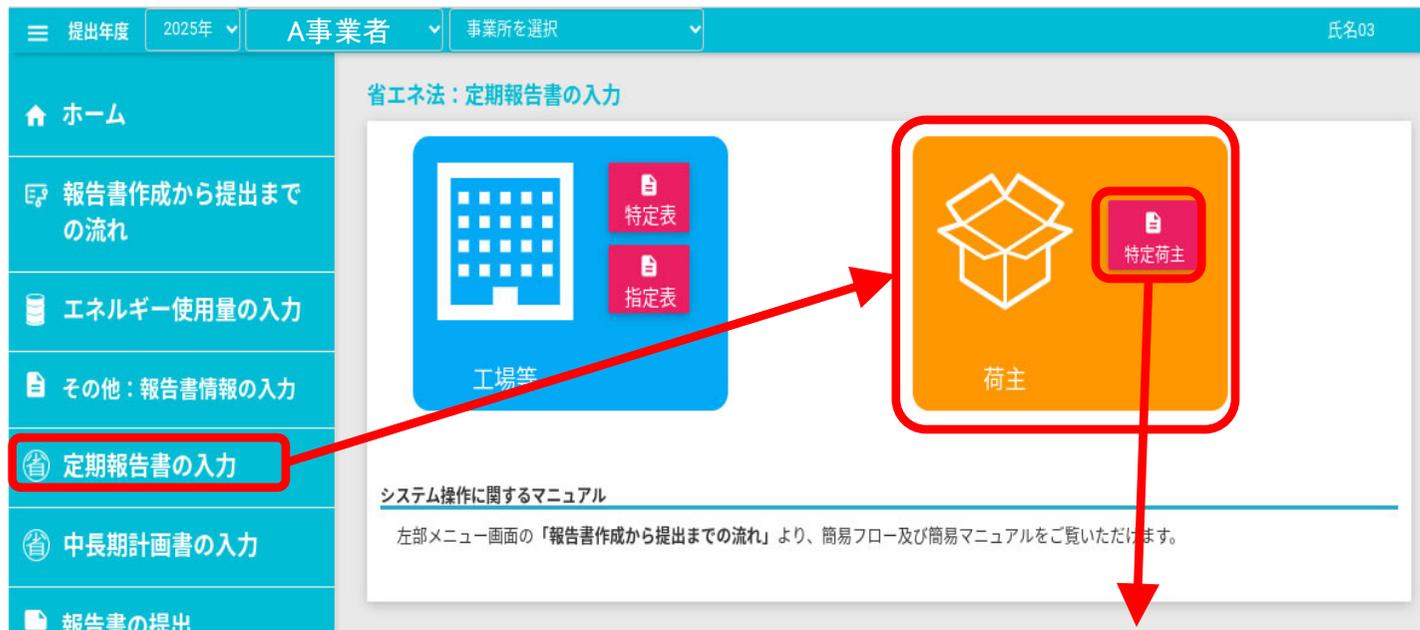
EEGSの基本操作方法 2 2 定期報告書の仕上げ

- 定期報告書の入力は、「特定荷主」メニューから確認します。
- 定期報告書の各表の大部分にデータが自動計算されて表示されます。
- 定期報告書の各表を表示させ、誤入力又は未入力箇所あれば、修正、入力します。

5. 定期報告書の仕上げ

定期報告書の入力

- 上記の1～4項を入力することで、定期報告書の各表の大部分にデータが自動計算されて表示される。
- これらの入力が完了したら、下記の手順で定期報告書の各表を表示させ、誤入力又は未入力箇所あれば、修正、入力する。
- 誤入力又は未入力箇所（入力必須箇所）があれば、定期報告書の各表の画面に赤帯で表示される。



定期報告書の入力画面

次ページへ

EEGSの基本操作方法 2 3 定期報告書の仕上げつづき

- エラーチェックでは、赤色または黄色でメッセージが表示されます。黄色は警告・注意喚起のメッセージですので内容を確認して問題なければ先へ進みます。
- なお、赤字のエラーが解消しないと報告書は提出できません。赤字の表を選択して入力値を確認します。他の表等の修正を行った場合には更新ボタンを押さないと、反映されません。

特定表・指定表の仕上げ

- ①更新ボタンを押さないと、他の表等の修正内容が反映されない。
- ②更新ボタンを押したら、必ず保存ボタンを押す。

提出年度 2025年 A事業者 事業所を選択

添付資料アップロード 削除 入力内容を保存

省エネ法：定期報告書(特定荷主) 事業者情報やエネルギー使用量の入力値等の修正が行われた場合は、右の報告書データの更新ボタンを押してください。⇒ 報告書データの更新 外部ファイルを取り込み

表紙 第1表 付表1 付表2 付表3 第2表 第3表 第4表 第5表 第6表 第7表 第8表 第9表 添付資料

表紙

*は必須項目です。

色付き下線の項目は、「報告書データの更新」で最新の入力内容が反映される項目です。

提出先 *提出先を選択を行う画面にて登録してください。

*提出日 20250630 *日付の形式(yyyymmdd)で入力してください。

提出者 都道府県 東京都

① ②

定期報告書（表紙～第9表）の入力画面

【注意】下記の2つのボタンを押し忘れると、修正等の内容が反映されないのので、都度確実に押すこと。
○報告書データの更新
○入力内容を保存

表示から順番に表を選択し、誤入力又は未入力箇所があれば、修正、入力する。

EEGSの基本操作方法 23 中長期計画書の入力

- 中長期計画書の入力では、「荷主」を選択します。画面に従って、未入力箇所を入力します。

6. 中長期計画書の入力



This screenshot shows the '中長期計画書の入力' (Long-term plan input) form. The form has several fields: '提出先' (Submission destination), '提出日' (Submission date), '郵便番号' (Postal code), and '住所' (Address). The '更新ボタン' (Update button) is highlighted with a red box and labeled '1'. The '入力内容を保存' (Save input content) button is highlighted with a red box and labeled '2'. A red arrow points from the '荷主' button in the previous screenshot to the '更新ボタン'.

①更新ボタンを押さないと、他の表等の修正内容が反映されない。
②更新ボタンを押したら、必ず保存ボタンを押す。

画面に従って、未入力箇所を入力する。

中長期計画書の
入力画面

①更新ボタンを押さないと、他の表等の修正内容が反映されない。
②更新ボタンを押したら、必ず保存ボタンを押す。

画面に従って、未入力箇所を入力する。

EEGSの基本操作方法 24 説明資料の添付

- 説明資料を添付するときは、「定期報告書の入力」等の画面で、「添付資料アップロード」のボタンを押します。

7. 説明資料の添付

定期報告書・中長期計画書の入力の画面等

定期報告書（表紙～第9表）の入力画面
（添付資料のアップロード）

提出年度 2025年 A事業者 事業所を選択

添付資料アップロード 削除 入力内容を保存

省エネ法：定期報告書(特定荷主) 事業者情報やエネルギー使用量の入力値等の修正が行われた場合は、右の報告書データの更新ボタンを押してください。 報告書データの更新 外部ファイルを取り込み

表紙 第1表 付表1 付表2 付表3 第2表 第3表 第4表 第5表 第6表 第7表 第8表 第9表 添付資料

表紙

*は必須項目です。
色付き下線の項目は、「報告書データの更新」で最新の入力内容が反映される項目です。

提出先 *提出先の選択を行う画面にて登録してください。

*提出日 20250630
*日付の形式(yyyyMMdd)で入力してください。

提出者 都道府県 東京都

説明資料を添付するときは、「定期報告書の入力」等の画面で、このボタンを押す。

EEGSの基本操作方法 25 報告書の提出

- 定期報告書の提出では、「報告書の一覧」メニューから提出物一覧画面を表示し、ステータスを確認します。

8. 定期報告書の提出

定期報告書の提出の画面



次ページへ

EEGSの基本操作方法 26 報告書の提出

- 定期報告書の提出は、「報告書一覧画面」から送信。
- その際、省エネ法定期報告書（特定荷主）の「ステータス」が「一時保存データあり」になっていることを確認。
- 「操作」欄にあるチェックマークをクリックするとエラーチェックができます。エラーがあれば、入力画面に戻り、修正。エラーがなくなれば、この矢印マークが緑色に変わり、クリックすると提出画面に進む。

報告書（届出書等）一覧画面

提出物の一覧の画面

提出年度	報告書	ステータス	最終更新日時 (登録日時)	操作
2025	温対法報告書（様式第2）	一時保存データなし		   
2025	省エネ法定期報告書（工場等）	一時保存データあり	2025/05/08 17:22 (2025/03/19 08:42)	   
2025	省エネ法定期報告書（特定荷主）	一時保存データあり	2025/05/09 09:52 (2025/04/23 13:03)	  
2025	省エネ法特定事業者（特定連鎖化事業者）指定取消申出書	一時保存データなし		   

省エネ法定期報告書（特定荷主）の「ステータス」が「一時保存データあり」になっていることを確認する。

このチェックマークをクリックするとエラーチェックができる。エラーがあれば、入力画面に戻り、修正する。

エラーがなくなれば、この矢印マークが緑色に変わり、クリックすると提出画面に進むことができる。提出画面の画面表示に従って、提出する。

エネルギー使用量の把握の仕方（対象エネルギーと原油換算方法）

- 貨物輸送に使用するエネルギーは燃料・電気が対象。
- 使用量に燃料・電気の換算係数を乗じて、各々の熱量「GJ（ギガジュール）」を求める。
- 特定荷主の年度間の合計使用熱量「GJ」を求める。
- 1年度間の合計使用熱量「GJ」に、0.0258（原油換算係数[kℓ/GJ]）を乗じて、1年度間のエネルギー使用量kℓ（原油換算値）を求める。
- エネルギー使用量の入力画面で入力するエネルギーの種類は下表。

No.	燃料・電気の種類	単位発熱量	No.	燃料・電気の種類	単位発熱量
1	揮発油	33.4 GJ/ キロリットル	7	バイオエタノール	23.4 GJ/ キロリットル
2	ジェット燃料油	36.3 GJ/ キロリットル	8	バイオディーゼル	35.6 GJ/ キロリットル
3	軽油	38.0 GJ/ キロリットル	9	バイオガス	21.2 GJ/ 千m ³
4	A重油	38.9 GJ/ キロリットル	10	水素	142 GJ/ トン
5	B・C重油	41.8 GJ/ キロリットル	11	アンモニア	22.5 GJ/ トン
6	液化石油ガス（LPG）	50.1 GJ/ トン			

出典）省エネ法告示*

電気の種類				単位発熱量
買電	系統電気	自己託送 以外	電気事業者 からの買電	化石分 8.64
				非化石分 8.64
			オフサイト PPA	非化石 重み付けなし 3.60
			非化石 重み付けあり 3.60	
		自己託送	非燃料由来の非化石電気 3.60	
			上記以外	化石分 8.64
	非化石分 8.64			
	自営線 (他事業者からの供給)	非燃料由来の非化石電気 3.60		
		上記以外	化石分 8.64	
			非化石分 8.64	
自家発	直接使用・自営線 (自社内の供給含む)		非燃料由来の非化石電気 (オンサイト PPA 含む) 3.60	
	上記以外		※投入した燃料・熱で カウント	

GJ/ 千kWh

- ① 全ての事業所等で使用した燃料・電気ごとの年度間の使用量を集計してください（電気・ガスについては、エネルギー供給事業者の毎月の検針票に示される使用量でも可能です）。
- ② ①の使用量に燃料、熱及び電気の換算係数を乗じて、各々の熱量「GJ（ギガジュール）」を求めてください。
- ③ ②を全て足し合わせて年度間の合計使用熱量「GJ」を求めてください。
- ④ ③の1年度間の合計使用熱量「GJ」に、0.0258（原油換算係数[kℓ/GJ]）を乗じて、1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）を求めてください。

定期報告書の作成（第1表1-1 エネルギーの使用量）

- 輸送の区分に応じて付表と共通の識別（ID）番号を付与。
- 「算定手法」は、燃料法、燃費法、トンキロ法のいずれかを記載。
- 「エネルギー使用量」は数量に単位発熱量を乗じて熱量換算量（GJ）を記入。
- 非化石エネルギーも記載。

第1表 エネルギー使用量等
1-1 エネルギーの使用量及び荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

識別	区分	算定方法	荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等	
			エネルギー使用量 熱量等	荷主連携省エネルギー措置を踏まえた エネルギー使用量 熱量等
①	② 貨物自動車 ()	燃料法	有/無	102,642
	()	有/無		
	貨物自動車 ()	有/無		323
	()	有/無		
	貨物自動車 ()	有/無		114,259
	()	有/無		38,000
	貨物自動車 ()	燃費法	有/無	137,180
	()	有/無		137,180
	貨物自動車 ()	トンキロ法	有/無	42,790
	()	有/無		42,790
船舶	燃費法	有/無	265,297	
船舶	有/無		265,297	
航空機	トンキロ法	有/無	1,267	
航空機	有/無		1,267	
合計 GJ				707,969
うち非化石 GJ				1,982
原価換算 kJ			0-1	0-2
うち非化石 kJ				51
前年度原価換算 kJ				18,450
対前年度比 (%)				99.0

③ 114,259 ④ 38,000 ⑤ 1,982 ⑥ 51 ⑦ 99.0

次頁参照

補足 エネルギー使用量の算定方法に関して

- 貨物のうち容積のみが分かっているものについては、1㎡あたり280kgで重量に換算して求めた。また、貸切便の一部で貨物重量が不明な場合に、トラックの最大積載量を貨物重量とみなして算定した。
- 貨物の輸送距離は、工場所在地と出荷先の県庁所在地のみを距離（最短経路の道のり）と計算した距離を利用した。廃棄物については工場別に最も代表的な最終処分場までののみを距離とした。
- 貨物の配送部分については、出発時の重量で最遠地まで輸送したとみなして輸送トンキロを算定した。
- 荷主連携省エネルギー措置を実施しており、荷主に社内の荷物を載せる取組を実施している。
- 内航船舶の燃費データを御会社から入手可能となったため、今年度は燃費法に変更した。

No	記入のポイント
①	<ul style="list-style-type: none"> ● 識別（ID）は以下を考慮して任意に設定 「自家輸送/委託輸送」、「輸送モード」、「輸送形態（調達、販売等）」、「算定方法」等 ● 識別（ID）に記入し算定方法毎に付表1～3にも詳細を記入 ● 付表の添付漏れに注意 ● 第1表の識別（ID）は付表1～3の識別（ID）との整合性に注意
②	<ul style="list-style-type: none"> ● () 内にその輸送区分を特徴付ける名称を記入 ※専属便、専用便、貸切便、混載便、輸送品目等
③	<ul style="list-style-type: none"> ● 自社で使用したエネルギー使用量のうち、荷主連携省エネルギー措置の対象外となるエネルギー使用量を記入
④	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1表2 . (3) の数値に基づいて連携分を記入
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ● 付表1～3のうち、非化石エネルギーの合計値を記載
⑥	<ul style="list-style-type: none"> ● 合計 GJ × 0.0258
⑦	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該年度値 [k l (キロリットル)] ● 前年度値 [k l (キロリットル)] ※前年度値は前年度に報告した値を使用
⑧	<ul style="list-style-type: none"> ● IDの設定方法に関する解説、小規模輸送として省略したもの、前年度からの変更理由等を記入

定期報告書の作成（燃料法、燃費法、トンキロ法）

● 輸送にかかるエネルギーの使用量の算定方法については、燃料法、燃費法、トンキロ法の3つの方法が定められています。



(1) 燃料法

車両等の燃料使用量が把握できる場合に用います。
最も精度が高いが、混載の場合には荷主別の按分が必要となるため、詳細なデータ把握が必要となります。

$$\text{エネルギー使用量 [GJ]} = \text{燃料使用量 [キロリットル]} \times \text{単位発熱量 [GJ/キロリットル]}$$

(2) 燃費法

車両等の燃費と輸送距離が把握できる場合に用います。
実測で燃費が把握できれば精度が高いが、混載の場合には荷主別の按分が必要となるため、詳細なデータ把握が必要となります。

$$\text{エネルギー使用量 [GJ]} = \left(\frac{\text{輸送距離 [キロメートル]} \div \text{燃費 [キロメートル/リットル]} \times \frac{1}{1,000}}{\text{燃料使用量 [キロリットル]} \times \text{単位発熱量 [GJ/キロリットル]}} \right) \times \text{単位発熱量 [GJ/キロリットル]}$$

●容量単位として『リットル』と『キロリットル』が混在していることに注意

(3) トンキロ法

トラック：改良トンキロ法

貨物輸送量 [トンキロ] に、省エネ法告示※で定められたトラックの最大積載量と積載率から求められる数式により算出される燃料使用原単位をかけて算定します。この手法では積載率による原単位の違いを反映できます。

$$\text{エネルギー使用量 [GJ]} = \text{貨物輸送量 [トンキロ]} \times \text{改良トンキロ法燃料使用原単位 [リットル/トンキロ]} \times \frac{1}{1,000} \times \text{単位発熱量 [GJ/キロリットル]}$$

●容量単位として『リットル』と『キロリットル』が混在していることに注意

船舶、鉄道、航空機：従来トンキロ法

輸送機関別貨物輸送量 [トンキロ] に、省エネ法告示※別表第4で定められた輸送機関別エネルギー使用原単位をかけて算定します。

$$\text{エネルギー使用量 [GJ]} = \text{貨物輸送量 [トンキロ]} \times \text{エネルギー使用原単位 [MJ/トンキロ]} \times \frac{1}{1,000}$$

●熱量単位として『GJ』と『MJ』が混在していることに注意

定期報告書の作成（付表2 燃費法）

- 燃費法を用いて算定する輸送区分（ID）が一つでもある場合には、この表にそのIDについて記入。
- 「エネルギー使用量」には固有単位量の数値（軽油の場合にはkl）及び熱量換算量（GJ）を記入。
- 非化石エネルギーも記入。

① 付表2 燃費法によるエネルギー使用量の算定

輸送区分	ID	輸送距離 (km)	エネルギー使用量		固有単位量のエネルギー使用量を踏まえたエネルギー使用量				(単位) 平均燃費
			燃費法を用いたエネルギー使用量		燃費法を用いたエネルギー使用量		燃費法を用いたエネルギー使用量		
			数値	熱量[GJ]	数値	熱量[GJ]	数値	熱量[GJ]	
貨物自動車	探検車	130,000	9kl	300	9kl	300	kl	10.0km/l	
		軽油	kl		kl		kl	km/l	
		バイオエタノール	23kl	23	23kl	23		10.0km/l	
その他	()								
	()								
	()								
貨物自動車 (貸取車)	軽油	10,894,000	3,610kl	137,180	3,610kl	137,180	kl	4.90km/l	
		()							
		()							
船舶	A重油	528,000	3,052kl	118,723	3,052kl	118,723	kl	6.173km/l	
		B・C重油	528,000	3,458kl	144,544	3,458kl	144,544	kl	6.152km/l
		()							
鉄道	軽油		kl		kl		kl	km/l	
		電気	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	km/千kWh		
		()							
航空機	ジェット燃料		kl		kl		kl	km/kl	
		軽油	kl		kl		kl	km/kl	
		()							
合計			400,770		400,770				

No	記入のポイント
①	付表2の計算について、<算定方法（燃料法、燃費法、トンキロ法）>本書P.19参照
②	識別（ID）は第1表にあわせて記入
③	識別（ID）ごとに区分内容を記入
④	燃料ごとに記入
⑤	燃料使用量の按分が生じる場合には原則輸送距離も按分して記入
⑥	様式にある固有単位量の数値で記入 例：経由の場合はkl（キロリットル）
⑦	数値×単位発熱量 ※単位発熱量は省エネ法告示及び「エネルギー使用量の算定に係る係数一覧」本書P.21参照 例：軽油の場合の単位発熱量は38.0 [GJ/kl] この記入例の場合 揮発性 : 300 [GJ] = 9 [kl] × 33.4 [GJ/kl] バイオエタノール : 23 [GJ] = 1 [kl] × 23.4 [GJ/kl] 軽油 : 137,180 [GJ] = 3,610 [kl] × 38.0 [GJ/kl] A重油 : 118,723 [GJ] = 3,052 [kl] × 38.9 [GJ/kl] B・C重油 : 144,544 [GJ] = 3,458 [kl] × 41.8 [GJ/kl]
⑧	輸送距離÷エネルギー使用量（数値）
⑨	この記入例の場合 400,770 [GJ] = 300 + 23 + 137,180 + 118,723 + 144,544 [GJ]
⑩	算定対象範囲、拡大推計を含む例外的事項、前年度からの変更事項等を記入

補注 燃費法によるエネルギー使用量の算定に関して

- ・識別2の貨物自動車は同一の貨物自動車で、探検車・バイオエタノールを混合して利用するため、輸送距離と平均燃費は同じ数値としている。
- ・識別4の輸送距離は距離計算ソフトにより求めた二地点間の直線距離によるもの。
- ・識別4の燃費は原則実燃費によるが、一部入手できなかった物流事業者は入手できた事業者の燃費を適用した。詳細は別紙参照。
- ・識別6の船舶は同一船舶でA重油、B・C重油ともに利用するため輸送距離は同じ距離を記入した。
- ・識別6の船舶は時間当たり燃料消費率（1/h）をもとに燃料種を計算した。

定期報告書の作成（付表3 トンキロ法）

- トンキロ法を用いて算定する輸送区分（ID）が一つでもある場合には、この表にそのIDについて記入。
- 「輸送量」にはその輸送区分で輸送した貨物の輸送量を千トンキロ単位で記載。
- 「エネルギー使用量」には固有単位量の数値（軽油の場合にはkl）及び熱量換算量（GJ）を記入。

① 付表3 トンキロ法によるエネルギー使用量の算定

区 分	燃料	輸送量 (千トン キロ)	トンキロ法によるエネルギー使用量の算定				固有単位量 (軽油の場合) 換算量	熱量換算量 (GJ)
			トンキロ法によるエネルギー使用量の算定		トンキロ法によるエネルギー使用量の算定			
			数量	単位	数量	単位		
貨物	～100		kl	%	kl	%	%	
	100～1,000		kl	%	kl	%	%	
	1,000～		kl	%	kl	%	%	
	～100		kl	%	kl	%	%	
	1,000～		kl	%	kl	%	%	
	1,000～		kl	%	kl	%	%	
	1,000～		kl	%	kl	%	%	
	1,000～		kl	%	kl	%	%	
	1,000～		kl	%	kl	%	%	
	1,000～		kl	%	kl	%	%	
	1,000～		kl	%	kl	%	%	
	1,000～		kl	%	kl	%	%	
	1,000～		kl	%	kl	%	%	
	1,000～		kl	%	kl	%	%	
	1,000～		kl	%	kl	%	%	
その他 ()		kl	%	kl	%	%		
その他 ()								
貨物 （国産 炭）	～100		kl	%	kl	%	%	
	100～1,000		kl	%	kl	%	%	
	1,000～		kl	%	kl	%	%	
	～100		kl	%	kl	%	%	
	1,000～		kl	%	kl	%	%	

②

③

No	記入のポイント
①	・付表3の計算については、＜算定方法（燃料法、燃費法、トンキロ法）＞本書P.19参照
②	・識別（ID）は第1表にあわせて記入
③	・識別（ID）ごとに区分内容を記入

定期報告書の作成（付表3 トンキロ法つづき）

- 補足欄には、トンキロ法によるエネルギー使用量の算定に関して、積載率の適用方法（4t車の積載率は〇〇、10t車の積載率は〇〇と設定等）、トンキロの算定方法、例外的事項（拡大推計を含む）、前年度からの算定方法の変更事項等を記載。

5		4,000~5,999	1,530	89k	3,39	89kl	3,394	kl	65%	0.00003
		6,000~7,999		kl		kl		kl		%
		8,000~9,999		kl		kl		kl		%
		10,000~11,999	7,622	247kl	9,397	247kl	9,397	kl	71%	0.000032
		12,000~16,999		kl		kl		kl		%
		17,000~		kl		kl		kl		%
		その他 ()		kl		kl		kl		
		船舶 ()								
鉄道 ()	2,580		1,267		1,267			8	0.000013	
航空機 ()										
合計 GJ		11,732		14,057				14,057		

補足 トンキロ法によるエネルギー使用量の算定に関して

- ・識別5の貨物自動車は全て2022年度基準達成車を使用している。
- ・識別5の積載率は最大積載量区分ごとに容積積載率から1㎡あたり280kgで換算して把握した。
- ・識別5の最大積載量は利用しているトラックの代表的な最大積載量と発注ごとの貨物のロットサイズより推定した。

No	記入のポイント
④	<ul style="list-style-type: none"> ・様式にある固有単位量の数値で記入 例：軽油の場合の単位はkl（キロリットル） ・この記入例の場合 軽油（4,000～5,999kg）：89.311… [kl] = 1,530 × 1,000 [トンキロ] × 10.8 ÷ (65 ÷ 100) ^{0.812} ÷ 5,000 ^{0.654} [l/トンキロ] ÷ 1,000 軽油（10,000～11,999kg）：247.286… [kl] = 7,622 × 1,000 [トンキロ] × 10.8 ÷ (71 ÷ 100) ^{0.812} ÷ 11,000 ^{0.654} [l/トンキロ] ÷ 1,000
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・数値×単位発熱量 ※単位発熱量は省エネ法告示及び<エネルギー使用量の算定に係る係数一覧>本書P.21参照 例：軽油の場合の単位発熱量は38.0 [GJ/kl] ・この記入例の場合 軽油（4,000～5,999kg） ：3,394 [GJ] = 89.311… [kl] × 38.0 [GJ/kl] 軽油（10,000～11,999kg） ：9,397 [GJ] = 247.286… [kl] × 38.0 [GJ/kl]
⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・平均積載率はトンキロ法の貨物輸送量あたり燃料使用量の設定に用いた積載率を記入
⑦	$\frac{\text{エネルギー使用量 [kl (キロリットル)]}}{\text{貨物輸送量 [千トンキロ]} \times 1,000}$
⑧	$\frac{\text{エネルギー使用量 [GJ]} \times 0.0258}{\text{貨物輸送量 [千トンキロ]} \times 1,000}$
⑨	<ul style="list-style-type: none"> ・この記入例の場合 14,057 [GJ] = 3,394 + 9,397 + 1,267 [GJ]
⑩	<ul style="list-style-type: none"> ・算定対象範囲、拡大推計等を含む例外的事項、前年度からの変更事項等を記入

定期報告書の作成

(第1表1-2 電気の国内認証非化石エネルギー相当量等に係る情報)

- クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を記載。
- 無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載。
- 非化石エネルギー相当量について、無効化や償却を行った場合は正の値、移転した場合は負の値で記載。

1-2 電気の国内認証非化石エネルギー相当量等に係る情報

①	クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
		〇〇年〇月〇日	kWh
			kWh
			kWh

1-3 電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石エネルギー割合に係る情報

②	メニュー名	使用量		非化石メニューにおける非化石割合又は非化石証書使用状況
	1.	kWh	kl	%
	2.	kWh	kl	%
	3.	kWh	kl	%

No	記入のポイント
①	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証非化石エネルギー相当量（新規追加）がある場合、相当量に係る情報を記入 ● 無効化量は正の値、移転量は負の値で記入 ● また、事業者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付
②	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気メニューごとに使用量及び非化石割合を記入

定期報告書の作成

(非化石エネルギーのみなし使用量として評価される証書等)

- 非化石エネルギーのみなし使用量として評価される証書等は、「国内クレジット」、「オフセット・クレジット」、グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度によって認証された「グリーン電力・熱証書」、「J-クレジット」。

<省エネ法で非化石転換の取組として評価される証明書等の種類>

省エネ法で非化石転換の取組として評価される証書等は下表のとおりです。

熱	電気	その他
<ul style="list-style-type: none">・非化石熱由来国内クレジット・非化石熱由来オフセット・クレジット・認証済グリーン熱証書・非化石熱由来 J-クレジット	<ul style="list-style-type: none">・非化石電気由来国内クレジット・非化石電気由来オフセット・クレジット・認証済グリーン電力証書・非化石電気由来 J-クレジット・非化石証書	<ul style="list-style-type: none">・その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等

<証書等による非化石エネルギーのみなし使用量の計算方法>

証書等による非化石エネルギーのみなし使用量は以下の計算式で算出します。非化石エネルギーへの転換に係る評価においては、使用した非化石エネルギーのうち、この非化石エネルギー相当量分を非化石エネルギーに置き換えて計算を行います。

$$\text{非化石エネルギーのみなし量} = \text{報告対象年度の無効化量} - \text{報告対象年度の移動量} + \text{非化石証書に係る電力の量}(\ast)$$

※1月1日～12月31日の発電に係るもの

定期報告書の作成（第2表～第5表）

- 第2表の「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」の欄には、売上高、輸送コスト、輸送重量、輸送トンキロ等荷主としての委託輸送に係るエネルギー使用量と密接な関係を持つ値を記載。

第2表 エネルギー使用量と密接な関係を持つ値

	2023年度	対前年度比 (%)
① エネルギー使用量と密接な関係を持つ値 (名称: 輸送量) (単位: 百万トンキロ)	③ 615	② 101.2%

第3表 エネルギー消費原単位

	2023年度	対前年度比 (%)
原単位: エネルギーの使用量(原単位換算kl) (②-1) エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (③)	29.8 (29.7)	99.0%
原単位: エネルギーの使用量(原単位換算kl) (②-2) エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (③)	28.2 (28.1)	98.9%

第4表 複数の種類の値を用いてエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を算定した場合の算定手法、エネルギー消費原単位の算定方法を変更した場合の理由

⑤

- ・昨年度はエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を輸送重量(千トン)としていたが、以下の理由により輸送量(百万トンキロ)に変更した。
- ・顧客の納入先が移動し距離となった影響を考慮するため。
- ・内航海運のエネルギー使用量を熱費法で算定すること変更したため、トンキロ当たりのエネルギー使用量に省エネ政策を反映できるようになった。
- ・原単位分母を輸送重量から輸送量(トンキロ)に変更した。詳細は別紙をご参照。

第5表 過去5年度間のエネルギー消費原単位の変化状況

1 エネルギーの使用に係る原単位

	2017年度	2018年度	2019年度	2022年度	2023年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(31.8)	(31.3)	(30.3)	(30.0)	29.8 (29.7)	③
前年度比 (%)		①-1 98.4	①-1 98.4	①-1 99.9	①-1 99.9	⑦ 98.7
荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位	(29.9)	(29.3)	(28.9)	(28.4)	28.2 (28.1)	③
前年度比 (%)		①-2 98.0	①-2 98.6	①-2 98.3	①-2 98.9	98.4

No	記入のポイント
①	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの使用に係る原単位の分母の値の種類を記入 ・前年度から変更する場合は第4表に理由を記入
②	<ul style="list-style-type: none"> ・年度とその時の値を記入
③	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法改正に伴い2023年度報告より、非化石エネルギーも報告の対象に含まれることから、エネルギー消費原単位も変わる点に留意が必要 ・原単位変化を算定するため () 内に改正前の基準で記入
④	$\frac{\text{当該年度値 [kl (キロリットル)]}}{\text{前年度値 [kl (キロリットル)]}} \times 100\%$ <p>※ 前年度値は前年度に報告した値を用いる</p>
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・書き切れない場合は別紙
⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度は右端
	$\left(\frac{(\text{C}-1) \times (\text{D}-1) \times (\text{E}-1) \times (\text{F}-1)}{1/4} \right)$

本年度報告では、手引きの記載例は、
'2023年度'は'2024年度'と読み替える

定期報告書の作成

(第5表1 過去5年度間のエネルギー消費原単位の変化状況)

- 2025年度の定期報告では、2023年度・2024年度の実績の新法値に対してこの表の赤字のとおり、対前年度比を算定。

●5年度間平均エネルギー消費原単位の算定における、法改正に伴う経過措置について
 改正省エネ法では、エネルギーの定義や一次エネルギー換算係数が見直されるため、事業者が算定するエネルギー消費原単位も変わる。省エネ取組の継続性を確保するため、5年度間平均エネルギー消費原単位の算定に当たっては、以下のとおり経過措置を設ける。

■ 2024年度定期報告 (2023年度実績)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(95.92)	(94.96)	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	
対前年度比 (%)		99.0	97.9	98.0	100.0	98.7

■ 2025年度定期報告 (2024年度実績)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(94.96)	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	88.2	
対前年		97.9	98.0	100.0	98.0	98.5

改正前の省エネ法に基づく原単位変化

定期報告書の作成（第5表2 非化石エネルギーの使用状況）

- 「非化石エネルギー自動車割合」は、「非化石エネルギー自動車の合計」を「自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車の合計」で除した数値を報告。
- ハイブリッド自動車を非化石エネルギーへの転換と捉えることはしないが、省エネルギーに重要な役割を果たすことから、非化石エネルギーへの転換の取組の評価の際に参考事項として考慮。

2 非化石エネルギーの使用状況
2-1 非化石エネルギー自動車の使用割合（車両総重量8t以下の貨物自動車）

区分	実績	自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車				2023年度	2030年度	2030年度	
		実績							目標年度における定数目標の日安
		年度	年度	年度	年度				
電気自動車	①	台	台	台	台	0台	台		
水素自動車 (燃料電池自動車を含む)	②	台	台	台	台	0台	台		
プラグインハイブリッド自動車	③	台	台	台	台	2台	台		
専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④	台	台	台	台	1台	台		
⑤ 非化石エネルギー自動車の合計	⑤=①+②+③+④	台	台	台	台	3台	台		
自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車の合計	⑥	台	台	台	台	100台	台		
ハイブリッド自動車 (参考)	⑦	台	台	台	台	2台	台		
⑥ 電動車割合 (参考)	(①+②+③+④)/⑥	%	%	%	%	4.0%	%		
⑦ 非化石エネルギー自動車割合	⑤/⑥	%	%	%	%	3.0%	5.0%	7.5%	

2-2 バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る情報

燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の使用量	台数
⑧ バイオディーゼル	100%	2.0kl	1台
バイオエタノール	10%	1.0kl	10台

No.	記入のポイント
①	・最大積載量ではなく、車両総重量であることに注意
②	・「荷主専属用輸送」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送のうち特定の荷主の専属として行う貨物の輸送及び同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送
③	・「2030年度」までに「5%」（2023年4月時点）
④	・既に達成している場合、あるいは達成が極めて困難と客観的に判断できる事情がある場合には、目安と異なる数値を目標として設定
⑤	・バイオ燃料又は合成燃料の混合割合が過半を占める自動車の台数
⑥	・化石燃料を使用するハイブリッド自動車の台数を参考事項として考慮する 例：非化石エネルギー自動車の割合が4%であっても、ハイブリッド自動車を含めて目安を達成した場合に、ハイブリッド自動車を使用していない者に比べて評価する
⑦	・電動車とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車のこと
⑧	・バイオ燃料又は合成燃料の混合割合ごとの使用した貨物自動車の情報

定期報告書の作成（第5表2-3～2-5）

- 「充電設備の設置数」は、「目標年度における定量目標の目安」は現時点で設定していないが、EVやPHEVの導入を促進するため、荷主においても自らのヤード等で設置を検討し、2030年度における設置数について目標を設定

2-3 その他非化石エネルギー自動車（車両総重量8t以下）への転換に関する事項及び参考情報

<ul style="list-style-type: none"> ・委託先にメールにて運送状を送付し、その運送状において100%バイオディーゼル車〇台での輸送を委託しており、その台数を上表④に算入している。

2-4 充電設備の設置数（車両総重量8t以下の貨物自動車）		
充電設備の設置数 （単位：口）	① 目標	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の使用台数（①+③） （単位：台）
	2030年度	
1口	30口	2台

2-5 その他充電設備の設置数等に関する事項及び参考情報

<ul style="list-style-type: none"> ・上表2-4のとおり、電動自動車・プラグインハイブリッド自動車は2台使用しており、輸送事業者と協議の上、輸送ルート付近にある自社の事務所に銃で設備を設置した。 ・上記の他、輸送事業者、着荷主と連携して、充電サービス事業者と輸送ルート上において、〇〇センター（〇〇県）付近に充電インフラの整備を検討している。

No	記入のポイント
①	<ul style="list-style-type: none"> ・目安の設定はしていないため、自主的に目標を設定
②	<ul style="list-style-type: none"> ・充電設備についての補足情報（普通充電 / 急速充電、その各々の台数、台数が前年度から変更した場合の理由）、目標に関する解説

定期報告書の作成（第6表 原単位や使用割合が改善・向上しなかった理由）

- 過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場合、前年度に比べ改善できなかった場合の理由を記載。
- 非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった理由を記載。

第6表 エネルギーの消費原単位が改善できなかった場合及び非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

1 過去5年度間のエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

(イ) の理由
・小ロット輸送が増加したため過去5年間のエネルギー消費原単位を年平均1%以上改善できなかった。
(ロ) の理由

2 非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

定期報告書の作成（第7表 判断基準の遵守状況）

● 第7表は、荷主の判断基準に示される項目のうち、「I エネルギーの使用の合理化の基準」に示す項目について、その遵守状況を記載。

第7表 エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

共通的な取組				
①	対象項目			
取組方針の作成とその効果等の把握	取組方針の策定 <input type="checkbox"/> 策定している <input type="checkbox"/> 策定していない	責任者の配置実施中 <input type="checkbox"/> 全ての部門で設置している <input type="checkbox"/> 大半の部門は設置している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	計画の策定 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	報告と指示 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
	社内研修体制の整備 <input type="checkbox"/> 整備済み <input type="checkbox"/> 整備中 <input type="checkbox"/> 未整備	エネルギー使用実態等 のより正確な把握 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	エネルギー使用実態等 の把握方法の定期的確認 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	燃料使用量の情報提供 及び算定方法 <input type="checkbox"/> 情報提供なし <input type="checkbox"/> 情報提供あり-燃料 費法 <input type="checkbox"/> 情報提供あり-ト ンキロ法 ※ 割合の多いものを 選択
輸送効率向上のための措置	商品や荷姿の標準化 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	製品や包装資材の軽量化、小型化 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	輸送ルートの工夫 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	燃費向上のための貨物の 輸送の見直し <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
	計画的な貨物の輸送 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない			
準荷主との連携	貨物の輸送頻度等の見直し <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない			

No	記入のポイント
①	<ul style="list-style-type: none"> 必ず各項目のいずれか「✓」印または「■」印を記入 各項目において2箇所以上記入しない
②	<ul style="list-style-type: none"> 「該当なし」は、検討したが合理化に資するものでないと判断して実施を見送った場合、または、輸送手段として選択することが不可能な場合等に選択

定期報告書の作成（第8表 実施した措置）

- エネルギー使用合理化、非化石エネルギーへの転換、電気の需要の最適化に関して実施した具体的な措置を記入。

第8表 その他実施した措置
1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措置の概要	
①	<ul style="list-style-type: none"> ・従来、委託先がどのような車両で輸送していたか把握していないことから、省エネについては輸送事業者任せであったが、省エネや非化石転換のために実輸送を担う事業者と協議している。 ・小口配送のため利用していた自家用トラック（2 t車〇台、4 t車〇台）での輸送を営業用トラックによる積み合わせ輸送に変更した。 ・〇〇-〇〇間の幹線輸送のうち輸送量の約半数をトラック輸送から鉄道輸送に変更した。

2 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措置の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・自社の貨物の走行ルートについて改めて調査したところ、輸送距離が80km程度であったこともあり、EV車両の導入を検討している。 ・委託輸送中心であり、省エネや非化石転換に資する輸送機器の導入においては、そのコスト負担について委託先と協議し、運賃等へ反映した。 	

3 電気の需要の最適化に関する事項

措置の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・委託先および着荷主と連携し、電気自動車の充電時間において可能な限り電気需要逼迫時の時間帯を避け、閑散期である〇月～〇月は〇日間、最適化に資する措置を実施した。 	

No	記入のポイント
①	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度に実施した取組を記入 （荷主の判断基準の内容以外の措置でも可）

定期報告書の作成（第9表1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量）

- 付表1～3に示される燃料種類ごとの燃料および電気の使用量から算定されるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量をt単位の二酸化炭素量で記入。
- 排出量は、今年度報告から燃料の使用と電気の使用に分けて記入。

第9表 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

排出年度：_____ 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

燃料の使用に伴う二酸化炭素	t-CO ₂
他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素	t-CO ₂

○燃料種類ごとのエネルギー使用量あたりの二酸化炭素排出量

- ・燃料

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{エネルギー使用量 (GJ)} \times \text{排出係数 (tC/GJ)} \times 44 / 12$$
- ・電気

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{電気使用量 (kWh)} \times \text{排出係数 (tCO}_2\text{/kWh)}$$

※燃料の使用に伴う二酸化炭素及び他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の区分に準じて区分して記載することができない場合には、燃料の使用に伴う二酸化炭素として記載すること。

定期報告書の作成（第9表5～7 国内認証排出削減量・非化石証書）

- 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの種別ごとに記載。国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載。
- 非化石電源二酸化炭素削減相当量は非化石証書の種別ごとに記入。種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載。

5 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別			
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量	
～			t-CO ₂
合 計 量			t-CO ₂

6 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	非化石証書の量	全国平均係数	補 正 率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
	kWh	t-CO ₂ /kWh		t-CO ₂

- 備考
- 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
 - 2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
 - 3 種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
 - 4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、貨物の輸送を行わせる貨物輸送事業者が得ることを確認できる資料を添付すること。

7 国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン電力証書	t-CO ₂
	②再エネ電力の導入に係るクレジット	t-CO ₂
③非化石電源二酸化炭素削減相当量		t-CO ₂
④①～③の合計		t-CO ₂
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO ₂
⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO ₂

※荷主ではなく、貨物の輸送を行わせる貨物輸送事業者が所有する非化石証書、無効化・移転したクレジット等について記入すること。

中長期計画書の作成（Ⅱ エネルギーの使用の合理化に関する計画 1～3）

- 省エネ計画を記載し、省エネの期待効果を k L/年で記載。

⑩ エネルギーの使用の合理化に関する計画			
1. 計画内容			
対策	計画内容	実施時期	エネルギー使用合理化期待効果 (原油換算 kL/年)
計画的な輸送	仕入計画、生産計画、配送計画を連動させることにより、積載率を向上や空回輸送率を〇%削減し、輸送距離を〇%（エネルギー使用量〇%分）短縮する。	2023年～2025年	〇〇〇〇
トラック輸送のモーダルシフト	本年〇月より〇〇製品に対する〇〇～〇〇便のトラック輸送の〇〇%で鉄道輸送を実施する（〇〇年度時点では〇〇%）。	2023年～2024年	〇〇〇〇
輸送機器の大型化	工場間の輸送において、各委託先と協議し大型車両を導入して、〇〇%も燃費が改善した。	2023年～2024年	〇〇〇〇

⑬ その他エネルギーの使用の合理化に関する事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・グループ企業全体でグリーン経営認証の登録を推進している。 ・協定されたエコドライブ講習会への参加により、グループ企業内はもとより、貨物輸送事業者などと連携した燃料消費削減を実施する。 ・社内の省エネのモチベーション向上するため、エネルギー使用量の算定の精度を高め、推計が多いトンキロ法から燃費法にシフトするために、特定車両にて燃費計による評価を開始した。 	⑬

3. 前年度計画書との比較		
対策	削除された計画	理由
トラック輸送のモーダルシフト	〇〇製品に対する△△～△△間のトラック輸送のうち〇〇%で鉄道輸送を利用する（〇〇年度時点では〇〇%）	完全対応時を除いて全ての鉄道輸送に移行済み。
対策	追加された計画	理由
輸送機器の大型化	工場間の輸送において、各委託先と協議し大型車両を導入して、〇〇%も燃費が改善した。	全ての車両の大型化を実行した。

No	記入のポイント
⑩	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の種類別 例：モーダルシフトの推進、積み合わせ輸送・混載便の利用 ・対策の種類別が多く、記入欄が足りない場合は、行を追加等して記入
⑪	<ul style="list-style-type: none"> ・実施期間は表 I の「本計画書の計画期間」との整合をとる ・実施期間は年月で記入（開始期間及び終了期間） ・単年度の実施の場合、2023年～2023年と記入
⑫	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間内で効果を原油換算kl（キロリットル）/年単位で記入、期待効果の合計が全体のエネルギー使用量の1%を上回ることが望ましい ・数値のみ記載
⑬	<ul style="list-style-type: none"> ・Ⅱに記載した計画に関連する上位の計画や個々のエネルギー使用合理化期待効果が算定できないような取組体制等の計画等を記入

中長期計画書の作成

(Ⅲ 1-1 非化石エネルギー自動車の使用割合8t以下～1-4)

- 非化石エネルギーへの転換において、非化石エネルギー自動車の使用の目標台数を記載。
- バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報、非化石エネルギー自動車（車両総重量8t以下）への転換に関する事項及び参考情報、充電設備の設置数を記載。

Ⅲ 非化石エネルギーへの転換に関する計画

1. 非化石エネルギーへの転換に関する定量的な目標

1-1 非化石エネルギー自動車の使用割合（車両総重量8t以下の貨物自動車）

区分	①	② 自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車	
		③ 2030年度	2030年度
電気自動車	①		30台
水素自動車 (燃料電池自動車を含む)	②		5台
プラグインハイブリッド自動車	③		2台
⑤ 専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④		1台
非化石エネルギー自動車の合計	⑤=①+②+③+④		38台
自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車の合計	⑥		500台
⑥ ハイブリッド自動車 (参考)	⑦		15台
⑦ 電動車割合 (参考)	(①+②+③+⑦)/⑥		10.4%
非化石エネルギー自動車割合	⑤/⑥	5.0%	7.6%

1-2 バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報

燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の使用量の見込み	台数の見込み
バイオディーゼル	100%	2.0kl	1台
バイオエタノール	10%	2.0kl	20台

1-3 その他非化石エネルギー自動車（車両総重量8t以下）への転換に関する事項及び参考情報

- 委託先と協議し、全部で30台を委託している貸切便（チャーター便等）において、電動自動車を10台使用したため、上表⑤に30台、上表①に10台を算入している。
- 混載使用はあるが、委託先と協議し、0tを運ぶ際に水素燃料電池自動車を1台使用する予定である。なお、この委託先で使用するのは当該車両のみであり、上表⑤に算入するのは1台のみとしている。
- メールを活用して貨物輸送事業者に送付した運送状において、電気自動車での輸送を委託しており、そのメールにおいて発注する予定の台数を上表①に算入している。
- 現在使用しているハイブリッド自動車10台に加え、2025年までに更に5台を導入する。

1-4 充電設備の設置数（車両総重量8t以下の貨物自動車）

充電設備の設置数 (単位：口)	⑩	目標	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の台数(①+③) (単位：台)
		2030年度	
	30口	30口	32台

No	記入のポイント
①	● 最大積載量ではなく、車両総重量であることに注意
②	● 「荷主専属用輸送」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送のうち特定の荷主の専属として行う貨物の輸送及び同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送
③	● 「2030年度」までに「5%」（2023年4月時点）
④	● 既に達成している場合、あるいは達成が極めて困難と客観的に判断できる事情がある場合には、目安と異なる数値を目標として設定
⑤	● バイオ燃料又は合成燃料の混合割合が過半を占める自動車の台数
⑥	● 化石燃料を使用するハイブリッド自動車の台数は、参考事項として考慮する ※非化石エネルギー自動車の割合が4%であっても、ハイブリッド自動車を含めて目安を達成した場合は、ハイブリッド自動車を使用していない場合よりも評価する
⑦	● 電動車とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車のこと
⑧	● バイオ燃料又は合成燃料の混合割合ごとの使用した貨物自動車の情報
⑨	● 非化石エネルギー自動車の台数への算入についての補足情報 (算入方法、推計方法、その推計方法を前年度から変更した場合の理由)、目標に関する解説
⑩	● 目安の設定はしていないため、自主的に目標を設定

中長期計画書の作成

(Ⅲ 1-5 非化石エネルギー自動車の使用割合8t超～1-8)

- 非化石エネルギー自動車の使用の目標台数を記載。
- バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報、非化石エネルギー自動車（車両総重量8t以下）への転換に関する事項及び参考情報を記載。

1-5 非化石エネルギー自動車の使用割合 (車両総重量8t超の貨物自動車)

区分		自家用及び荷主専用輸送に使用する貨物自動車
		目標
		2030年度
電気自動車	①	1台
水素自動車 (燃料電池自動車を含む)	②	10台
プラグインハイブリッド自動車	③	1台
専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④	2台
非化石エネルギー自動車の合計	⑤=①+②+③+④	14台
自家用及び荷主専用輸送に使用する貨物自動車の合計	⑥	200台
ハイブリッド自動車 (参考)	⑦	5台
電動車割合 (参考)	(①+②+③+⑦)/⑥	8.5%
非化石エネルギー自動車割合	⑤/⑥	7.0%

No	記入のポイント
①	・目安の設定はしていないため、自主的に目標を設定
②	・各輸送機器について自主的に目標を設定している場合に記入

1-6 バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報

燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の使用量の見込み	台数の見込み
バイオディーゼル	100%	20.0kl	2台
合成燃料	10%	1.0kl	1台

1-7 その他非化石エネルギー自動車（車両総重量8t超）への転換に関する事項及び参考情報
 ・委託先等と協議し、需要に応じた使用台数分の開発計画を策定し、2025年には水素燃料自動車を3台、2027年には5台、2030年には更に10台を導入する計画を立てている。

1-8 その他定量的な目標

計画内容	年度	目標

中長期計画書の作成

(Ⅲ 2 非化石エネルギーの転換に関する定性的な目標)

- 計画内容を種類別に計画内容と実施時期を記載。
- 定量的に記載できない取組ながら、効果の高い取組も参考情報に記載。

2. 非化石エネルギーへの転換に関する定性的な目標

2-1 計画内容

対策	計画内容	実施時期
① 技術開発・実証試験への参画	本年〇月より造船事業者とオペレーターとともに次世代船舶の開発として、水素エンジン、燃料タンク、燃料供給システムの開発に取り組んでいる。	2023年～2028年
① 貨物輸送事業者との連携	輸送事業者、着荷主と連携して、充電サービス事業者と輸送ルート上において、〇〇センター（〇〇県）付近に充電インフラの整備を検討している。	2023年～2025年
② 輸送用機械器具への使用を目的とした非化石エネルギーの供給	水素燃料電池自動車の導入を目して、〇〇年にメーカーと導入計画を策定することと合わせて、〇〇商社と燃料調達について、〇〇t程度確保する。	2023年～2028年
② 輸送用機械器具への使用を目的とした非化石エネルギーの供給	12tトラックにおいてバイオディーゼル燃料を〇〇商社と〇〇年までに〇〇kl調達する予定。	2023年～2025年

2-2. その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報
③ ・幹線輸送が多いため、長距離輸送において有効な手段を模索すべく、トラック等の輸送機器の他、燃料の調達環境やインフラの整備状況等から、積載率や航続可能距離等が輸送において問題ないか判断するため、EV、FCVのみならず、鉄道・船舶等と比較し実証試験を実施している。その結果、〇地区～〇地区における輸送においては、〇にて輸送することが有効であると確認できた。

2-3. 前年度計画書との比較

対策	削除された計画	理由
輸送用機械器具への使用を目的とした非化石エネルギーの供給	バイオエタノール燃料を〇〇商社と〇〇年までに〇〇kl調達する予定。	調達実施済み。
対策	追加された計画	理由

No	記入のポイント
①	<ul style="list-style-type: none"> ● 対策の種類別 例：技術開発・実証試験への参画、貨物輸送事業者等との連携、輸送用機械器具への使用を目的とした非化石エネルギーの供給
②	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施期間は表 I の「本計画書の計画期間」との整合性のこと ● 実施期間は年月で記入（開始期間及び終了期間） ● 単年度の実施の場合、2023年～2023年と記入
③	<ul style="list-style-type: none"> ● 定量的に記載できない取組ながら、効果の高い取組やその他非化石エネルギーへの転換に資する実証試験等について記入

公開FAQのよくある質問

- よくある質問の回答は資源エネルギー庁のホームページに掲載されています。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/faq/index.html

省エネ法にかかるQ&A【荷主編】

キーワード検索 (Ctrl+F) する場合には、「すべて開く」をおすとWEB画面上で検索が行いやすくなるので便利です。

すべて開く

すべて閉じる

1. 算定期間について »
2. 特定荷主の指定について »
3. 算定範囲について »
4. 算定手法について »
5. データ把握方法について »
6. 輸送事業者からのデータ提供について »
7. 原単位について »
8. 原単位改善目標について »
9. 報告方法について »
10. 中長期計画書について »
11. 定期報告書について »

<目次>

I. 定期報告書作成の流れ

- ー省エネ法の義務ー
- ー定期報告書作成の工程ー

II. 定期報告書作成方法

- ーEEGSの基本操作方法ー
- ーエネルギー使用量の把握ー
- ー定期報告書の作成ポイントー
- ー中長期計画書の作成ポイントー
- ーよくあるQAー

III. 省エネ法の解説

- ー判断基準と管理標準ー
- ー原単位の管理ー
- ー省エネ政策ー

IV. 省エネ法ヘルプデスクの紹介

省エネ法の解説（荷主が遵守すべき判断基準）

- 荷主は、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、以下に示す諸基準を遵守することを通じて、省エネルギー対策の適切かつ有効な実施が求められます。

荷主の合理化の判断基準

I. エネルギーの使用の合理化の基準

荷主は、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、以下に示す諸基準を遵守することを通じて、省エネルギー対策の適切かつ有効な実施が求められます。

1. 共通的な取組

(1) 取組方針の作成とその効果等の把握

貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に対する取組方針を定めるほか、責任者を配置し、エネルギーの使用の実態等を正確に把握する。

(2) 輸送効率向上のための措置

輸送効率を考慮した商品の開発や荷姿の設計、貨物の輸送距離の短縮、燃費の向上、計画的な貨物の輸送に努める。

(3) 準荷主との連携

準荷主と調整し、貨物の輸送頻度や納品回数の削減、リードタイムの見直しを実施する。

(4) 取組に関する情報の開示

エネルギー消費原単位に関する情報の開示について検討すること。

2. 主に企業向けの大口貨物の配送効率向上の取組

配送の計画化や平準化につながる発注等による積載率の向上を図るほか、エコドライブ支援機器の導入への協力、自営転換やモーダルシフトの推進、輸送機器の大型化を図る。

3. 主に消費者向けの小口貨物の配送効率向上の取組

消費者による配達予定日時や受取場所の指定を可能とし、その変更に対応する等により、再配達の削減等を図る。

省エネ法の解説（荷主が遵守すべき判断基準）

- 荷主は、エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減する努力が求められます。

Ⅱ. エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

荷主は、エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減する努力が求められます。

1. 共通的な取組

(1) 取組方針の作成とその効果等の把握

貨物輸送に係る省エネを進めるための中長期的な目標を設定し、その目標達成に向けて効果等を検証し、さらに効果的な取組を行う。また、貨物輸送事業者の従業員に対する教育、研修等への協力や、サードパーティーロジスティクスの活用に努める。

(2) 関連インフラの整備

物流施設及び物流拠点について、機械化、自動化、適正配置や集約、業務の効率化に配慮した整備や、国内物流EDI標準、RFID、一貫パレチゼーション、車両動態管理システム等の活用により荷役の簡略化を図る。

(3) 貨物輸送事業者等との連携

荷主及び貨物輸送事業者その他の関係者の連携を深めるための定期的な懇談会や検討会の設置及びそれらへの参画を通じた情報交換を行うとともに、環境に配慮している貨物輸送事業者の選定に努める。

(4) 環境に配慮した製品開発及び生産体制整備

製品使用後の廃棄物、リサイクル資源等の輸送をあらかじめ考慮した製品開発や、貨物輸送に併せて出庫時間を調整できるような生産体制の構築等に努める。

2. 主に企業向けの大口貨物の配送効率向上の取組

貨物輸送事業者や準荷主と連携し、輸送量の平準化等による輸送効率向上、共同輸配送や帰り荷の確保による実車率の向上、予約受付システム等の活用による荷待ち時間の縮減に努めるとともに、燃料消費率又は電力消費率に関する性能の優れた自動車等の導入に協力する。

3. 主に消費者向けの小口貨物の配送効率向上の取組

自宅における直接受け取り以外の受け取りやすい手法等を活用した再配達削減、消費者への啓発に努める。

省エネ法の解説（荷主が遵守すべき判断基準）

- 荷主は次に掲げる諸基準を遵守することを通じ、貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施が求められます。

荷主の非化石エネルギーへの転換の判断基準

I. 非化石エネルギーへの転換の基準

荷主は次に掲げる諸基準を遵守することを通じ、貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施が求められます。

なお、非化石エネルギーへの転換に関する措置の中にはエネルギーの使用の合理化の効果を必ずしももたらさない措置もあることから、当該措置を講じるに当たっては、エネルギーの使用の合理化を著しく妨げることのないよう留意してください。

1. 取組方針の作成とその効果等の把握

貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に対する取組方針を定めるほか、責任者を配置し、エネルギーの使用の実態等を正確に把握する。加えて、定期報告に関する情報の開示を検討する。

2. 貨物輸送事業者等との連携

- ① 貨物輸送事業者と連携して、非化石エネルギー自動車（※）、非化石エネルギーを使用する鉄道、船舶又は航空機を選択し、非化石エネルギーへの転換を図る。
※ EV、水素自動車（FCVを含む）、PHEV 及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車
- ② 非化石エネルギーの充電又は充電時間を適切に設定することや積載量又は航続距離等に応じて適切な輸送機器を選択することを通じて効率的に運行又は運航できるよう、他の荷主、準荷主、貨物輸送事業者その他の関係者と連携して配送計画を検討する。

省エネ法の解説（荷主が遵守すべき判断基準）

- 非化石エネルギー自動車の台数の割合について8 t以下は5%を目安として、2030年度における目標を定め、非化石エネルギーへの転換の計画的に取り組むべき措置によりこの実現に努める。

Ⅱ. 非化石エネルギーへの転換の目標及び計画的に取り組むべき措置

荷主は、自家用及び荷主専属用輸送で使用する貨物自動車（車両総重量8トン以下）の台数に対する非化石エネルギー自動車の台数の割合について5%を目安（※）として、2030年度における目標を定め、この実現に努めるものとします。

※ 非化石エネルギー自動車の他に、ハイブリッド自動車（HEV）の使用台数も、取組評価の参考事項として考慮します。

また、貨物自動車（車両総重量8トン超）の使用割合や充電設備の設置数などについても、荷主自らが先行的に目標を設定して実現に取り組むこともできます。

1. 取組方針の作成とその効果等の把握

輸送機器ごとに定められた目安を参照し、非化石エネルギーへの転換の目標を定め、その目標に関する中長期的な計画の策定や実施に当たっては、必要とする非化石エネルギー自動車の台数等を書面及び電子的方法により貨物事業者に対して示した上で、協議を行う。

また、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の実態、非化石エネルギーへの転換に関する取組、当該取組による効果等を踏まえて目標や方針を再検討し、さらに効果的な取組を行う。

2. 関連インフラの整備

他の荷主、準荷主、貨物輸送事業者その他の関係者と連携して、非化石エネルギーを使用する輸送機器の導入を後押しし、円滑な運用を図るため、荷役作業等の時間を利用して非化石エネルギーの充電又は充電するための関連インフラを整備する。

3. 貨物輸送事業者との運賃等の設定に係る協議

非化石エネルギー自動車での貨物輸送を発注することにより、貨物輸送事業者において生ずる非化石エネルギー導入費用の運賃等への反映について貨物輸送事業者から協議の要請がある場合には、同協議に応じることとし、その上で、同費用を運賃等設定における考慮要素とするよう努める。

省エネ法の解説（判断基準の遵守状況）

- 第7表での報告は、「判断基準の順守状況」を項目ごとにチェックする様式になっています。

第7表 エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

1 共通的な取組

対象項目				
取組方針の作成とその効果等の把握	取組方針の策定 <input type="checkbox"/> 策定している <input type="checkbox"/> 策定していない	責任者の配置実施中 <input type="checkbox"/> 全ての部門で設置している <input type="checkbox"/> 大半の部門は設置している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	計画の策定 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	報告と指示 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
	社内研修体制の整備 <input type="checkbox"/> 整備済み <input type="checkbox"/> 整備中 <input type="checkbox"/> 未整備	エネルギー使用実態等のより正確な把握 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	エネルギー使用実態等の把握方法の定期的確認 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	燃料使用量の情報提供及び算定方法 <input type="checkbox"/> 情報提供なし <input type="checkbox"/> 情報提供あり－燃料法 <input type="checkbox"/> 情報提供あり－燃費法 <input type="checkbox"/> 情報提供あり－トンキロ法 ※ 割合の多いものを選択
輸送効率向上のための措置	商品や荷姿の標準化 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	製品や包装資材の軽量化、小型化 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	輸送ルート工夫 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	燃費向上のための貨物の輸送の見直し <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
	計画的な貨物の輸送 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない			

省エネ法の解説（エネルギー使用原単位）

- 改正省エネ法では、非化石エネルギーも含めたエネルギー全体の使用の合理化を図る必要があります。
- エネルギーの使用の合理化に関する取組はエネルギー使用原単位により評価を行います。

$$\cdot \text{エネルギー使用原単位} = \frac{\text{輸送に係るエネルギー使用量}}{\text{輸送に係るエネルギー使用量と密接な関係を持つ値※}}$$

※貨物輸送量[トンキロ]、貨物重量、売上高 等

省エネ政策（支援策）

- 運輸部門における補助金制度等については、資源エネルギー庁のホームページ等で最新情報を収集。
URL:https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/index.html

用 運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金

最終エネルギー消費量の約2割を占める運輸部門において、2030年省エネ目標や2050年CNを実現するためには、省エネの更なる深掘に加えて非化石エネルギーへの転換を図ることが重要です。このため本事業においては、サプライチェーン全体の輸送効率化や、トラック輸送や内航海運を対象として、更なる省エネや非化石転換に向けた実証に対する支援を実施するとともに、その成果を展開することで、効果的な取組みを広く普及させることを目指します。

○公募情報（令和7年度事業について現在HPを準備中。以下リンク先は令和6年度情報を掲載）

・新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業

➔ [詳細はこちら](#)

・トラック輸送における更なる省エネルギー化推進事業

➔ [詳細はこちら](#)

・内航船革新的運航効率化・非化石エネルギー転換推進事業

➔ [詳細はこちら](#)

省エネ政策（支援策つづき）

- 省エネ設備への更新にあたって支援補助金制度があるので、資源エネルギー庁のホームページ等で最新情報を収集。
URL:https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/index.html

「令和6年度補正予算 商用車等の電動化促進事業（トラック）」の公募について

令和7年3月31日

環境省の令和6年度補正予算「商用車等の電動化促進事業」（国土交通省・経済産業省連携事業）のうち、トラックについて、執行団体である一般財団法人環境優良車普及機構が、本日から補助金の交付申請の公募を開始します。

1. 事業概要

本事業は、環境省を中心に国土交通省と経済産業省が連携し、商用車等の電動化のための車両及び充電設備等の導入に対して補助を行うことにより、車両の価格低減やイノベーションの加速を図り、自動車等の運行に由来するCO2排出量を削減するとともに、価格競争力を高めることを目的としています。

具体的には、省エネ法（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律）に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画作成義務化に伴い、野心的な導入目標を作成した事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、電動化（BEV、PHEV、FCV ※1等）された商用車（トラック・タクシー・バス）等及び充電設備※2の導入費を集中的に支援します。

※1 BEV：電気自動車

PHEV：プラグインハイブリッド車

FCV：燃料電池自動車

※2 車両と一体的に導入されるものに限る

<目次>

I. 定期報告書作成の流れ

- ー省エネ法の義務ー
- ー定期報告書作成の工程ー

II. 定期報告書作成方法

- ーEEGSの基本操作方法ー
- ーエネルギー使用量の把握ー
- ー定期報告書の作成ポイントー
- ー中長期計画書の作成ポイントー
- ーよくあるQAー

III. 省エネ法の解説

- ー判断基準と管理標準ー
- ー原単位の管理ー
- ー省エネ政策ー

IV. 省エネ法ヘルプデスクの紹介

省エネ法ヘルプデスクの紹介（1 / 4）

●FAQはカテゴリ別や各表ごとに整理されているため目的の情報を探しやすく、キーワード検索やAIチャットボットによる自動案内も利用でき、迅速な自己解決が可能です。

省エネ法ヘルプデスクURL：<https://www.eccj.or.jp/helpdesk/>



よくあるご質問（FAQ）

- [定期報告書及び中長期計画書等の電子提出先について、提出の流れ等の基本的な内容が知りたい](#)
- [定期報告書作成全般について知りたい](#)
- [特定事業者に該当するか確認したい](#)
- [省エネ法の各種様式を入手したい](#)
- [宿主の省エネの基礎が知りたい](#)
- [省エネ法に関する情報を効率よく探したいのですが、どこで確認できますか？](#)
- [EEGSの入力方法について問い合わせをしたい](#)
- [EEGSのマニュアルを入手したい](#)
- [省エネルギー法の概要、定期報告書・中長期計画書の記入方法の概要を知りたい](#)
- [定期報告書・中長期計画書の記入方法の詳細を知りたい](#)
- [非化石エネルギーへの転換に関して、非化石電気の使用量の算出方法を知りたい](#)

右下のチャットボットは現在2024年度版です。
2025年度版は6月中に公開予定ですので、ご利用の際はご注意ください。



AIエコナがFAQお探しの手伝いをいたします。

省エネ法ヘルプデスクの紹介（2 / 4）

- EEGSの操作に関するお問い合わせは、別途「EEGSヘルプデスク」へお問合せください。

EEGSログインURL： <https://eegs.env.go.jp/eegs-report/login>

ログインに関する問合せ先・マニュアル

ポータルサイト	https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/
システム操作マニュアル	https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/manual/
FAQ	https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/faq/
説明会	https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/discusses/

2024年6月5日、6月12日に開催された、EEGS説明会のアーカイブ動画が掲載されています。

システムヘルプデスク

操作マニュアルやFAQでEEGSの操作方法の不明点が解消しない場合は、以下よりお問い合わせください。

[お問い合わせはこちら](#)

※記入要領と異なる算出結果になる箇所があった場合は、下記の情報を合わせてご連絡下さい。

- ・記入要領の記載箇所
- ・期待している計算式（計算過程）と計算結果
- ・EEGSのエネルギー使用量の入力画面（等）のスクリーンショット
- ・EEGSの計算結果が表示されている報告書画面のスクリーンショット

※報告書等のPDF/Excel出力について、お問い合わせいただくことがございますが、申し訳ございませんが、出力が完了する日時を目途をご案内したり、早く出力されるような対応をすることはできません。

※問い合わせが多く寄せられており、回答に時間を要する場合があります。余裕をもってお問い合わせ下さい。

その他のお問い合わせ方法はこちら

E-Mail: g-eegs-support@sec.co.jp

電話：03-4446-6054 ※間違い電話が非常に多くなっています。電話番号を良くお確かめのうえ、お間違えのないようお願いします。

受付時間 平日 09:30～18:30

※年末年始（12/29～01/03）はお休みさせていただきます。

※お問い合わせはできるだけメールでお願いします。

※7/24～7/31は電話が大変混み合うことが予想されます。

お電話がつながりにくい場合は、メールでのお問い合わせをお願いいたします。

省エネ法ヘルプデスクの紹介（3 / 4）

● 特定荷主の指定・取消、定期報告書・中長期計画書のご提出に関してのご不明点等は、関東経済産業局省エネルギー課のホームページをご確認下さい。

当局省エネ法URL：

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/sho_energy/index.html

ホーム ▶ 関係の部署内 ▶ 省エネルギー

省エネルギー

■ 問合せ窓口 ■

1. 定期報告書・中長期計画書の書き方について

- 定期報告書・中長期計画書の作成ポイントと提出期限について
- 電気需要最適化係数を考慮した電気使用量算出支援ツール操作マニュアル (PDF: 547KB)
- 電気需要最適化係数を考慮した電気使用量算出支援ツール (月別) (Excel: 957KB)
- よくある御質問 (FAQ) (資源エネルギー庁委託先のサイトへ)

＝ 省エネ法ヘルプデスク ＝

- ナビダイヤル：0570-000-787
- 受付時間：9時20分から17時20分まで（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く）
- フォームでのお問合せ：[省エネ法ヘルプデスク（外部サイトへ）](#)

2. EEGS（省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム）の操作方法について

- EEGSマニュアル（環境省のサイトへ）

＝ EEGSヘルプデスク ＝

- 電話番号：03-4446-6054
- メール：g-eegs-support★sec.co.jp
※「★」を「@」に置き換えてください。

3. EEGSのアクセスキー再発行について

アクセスキーの再発行を御希望の方は、[EEGSアクセスキー再発行依頼フォーム（外部サイトへ）](#) からお申込みください。

4. その他の問合せ先

(1) 工場・事業場に関するお問合せ（制度概要、工場の統廃合等）	bzl-SYOENE-TEIKIHOUKOKU★meti.go.jp ※「★」を「@」に置き換えてください。
(2) 荷主に関するお問合せ	bzl-SYOENE-TEIKIHOUKOKU2★meti.go.jp ※「★」を「@」に置き換えてください。
(3) エネルギー管理統括者/管理員等の選解任に関するお問合せ	bzl-SYOENE-TEIKIHOUKOKU3★meti.go.jp ※「★」を「@」に置き換えてください。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）は、石油危機（オイルショック）を契機として昭和54年に制定された法律であり、「我が国で使用されるエネルギーの相当部分を化石燃料が占めていること、非化石エネルギーの利用の必要性が増大していること、その他の内外におけるエネルギーを巡る経済的社会的環境に応じたエネルギーの有効な利用の確保に資するために必要な措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としています。省エネルギー対策課は、省エネ法に係る執行業務や各種広報活動を実施しています。

新着情報

- 令和7年度エネルギー管理統括者及びエネルギー使用事業者等関東経済産業局長表彰の募集を開始します

新着情報

- 令和7年度エネルギー管理統括者及びエネルギー使用事業者等関東経済産業局長表彰の募集を開始します
- 令和6年度エネルギー使用合理化シンポジウムの動画を公開します
- 令和6年度エネルギー管理統括者及びエネルギー使用事業者等関東経済産業局長表彰の受賞者を決定しました
- 令和5年度エネルギー使用合理化シンポジウムの動画を公開及び個別企業向け省エネ事例紹介ページを開設しました

1. エネルギーの使用合理化及び非化石エネルギーの転換等に関する法律（省エネ法）

下記リンクは、資源エネルギー庁サイトのページへ移動します。

- 省エネ法の概要について
- 省エネ法関連法令
- 省エネ法に関するQ&A
 - 【1. 基本・概要】
 - 【2. 省エネ法】
 - 【3. 省エネ法の改正（令和5年4月施行）のポイント】

2. 省エネ法に関する各種手続き

- 定期報告書・中長期計画書の作成ポイントと提出期限について
- 特定事業者におけるエネルギー管理統括者の選任・解任
- 各種届出等の様式について
- 電子報告システム（EEGS）による届出書等の提出手続きについて

3. 省エネの促進

- 省エネ法の関係機関（シンポジウム、セミナー）
- 省エネ普及のための取組（厚労省、地区会）
- 省エネ対策のための各種支援機関（資源エネルギー庁のサイトへ）

4. 関連リンク

- 省エネポータルサイト（資源エネルギー庁のサイト）
- 資源エネルギー庁
- 一般社団法人省エネルギーセンター（ECC）
- 一般社団法人環境共創イニシアチブ（Si）

このページに関するお問合せは

資源エネルギー環境部 省エネルギー対策課

工場・事業場担当
電話：048-600-0443
メール：bzl-SYOENE-TEIKIHOUKOKU★meti.go.jp
※「★」を「@」に置き換えてください。

荷主担当
電話：048-600-0426
メール：bzl-SYOENE-TEIKIHOUKOKU2★meti.go.jp
※「★」を「@」に置き換えてください。

ダウンロード (Adobeサイトへ)

最終更新日：2025年6月2日

← 次ページご参照

← 当局荷主担当者の
連絡先

省エネ法ヘルプデスクの紹介（4 / 4）

● 当局ホームページ（定期報告書・中長期計画書の作成ポイントと提出期限について）には、定期報告書・中長期計画書作成のポイントやこれまでの説明会動画のアーカイブのリンク先を掲載しますので、ご活用下さい。

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/sho_energy/setsumeikai.html

問合せ・相談窓口 サイトマップ

報道発表 申請・届出 公募情報 施策の案内

ホーム ▶ 施策の案内 ▶ 省エネルギー ▶ 定期報告書・中長期計画書の作成ポイントと提出期限について

定期報告書・中長期計画書の作成ポイントと提出期限について

特定事業者等関係（工場・事業場）

- ▶ 特定事業者 定期報告書・中長期計画書作成のポイント（PDF：2.4MB）
- ▶ 電気需要最適化係数を考慮した電気使用量算出支援ツール操作マニュアル（PDF：547KB）
- ▶ 電気需要最適化係数を考慮した電気使用量算出支援ツール（月別）（Excel：957KB）
- ▶ 定期報告書及び中長期計画書の記入要領（資源エネルギー庁サイトのPDFファイルへ）

特定荷主関係

- ▶ 省エネ法の手引き（荷主編）（資源エネルギー庁サイトのPDFファイルへ）
- ▶ 特定荷主 定期報告書・中長期計画書作成のポイント（PDF：26MB）
- ▶ 定期報告書の記入要領（資源エネルギー庁サイトのPDFファイルへ）

説明会動画アーカイブ

EEGSの概要及び操作方法に関する説明会：省エネ法

特定事業者向け：令和7年6月6日（金曜日）13時00分から14時00分まで
特定荷主向け：令和7年6月6日（金曜日）14時30分から15時30分まで
説明会動画と説明会資料は下記リンク先から御覧ください。

- ▶ 省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）（EEGSポータルサイトへ）

一般財団法人省エネルギーセンター主催「定期報告書・中長期計画書の報告方法に関する説明会」

特定事業者向け：令和7年6月4日（水曜日）10時00分から11時30分まで
特定荷主向け：令和7年6月4日（水曜日）13時30分から15時00分まで
説明会動画と説明会資料は下記リンク先から御覧ください。

- ▶ 令和7年度定期報告書及び中長期計画書の報告方法に関する説明会の案内（一般財団法人省エネルギーセンター（ECC）のサイトへ）

● 荷主に係る定期報告書等の提出期限

	提出期限	備考
輸送量届出書の提出	4月末日	・ 事業者の前年度の輸送量が3,000万トンキロ以上である場合に提出 ※すでに特定荷主として指定されている事業者は提出不要です
定期報告書の提出	6月末日	・ 貨物の輸送に係るエネルギー使用量等の情報を記載し提出
中長期計画書の提出	6月末日	・ 貨物の輸送に係るエネルギー使用の合理化等の目標達成のために作成し、提出

※法令上の提出期限日が休日の場合は、休日の翌日になります。

このページに関するお問合せは

資源エネルギー環境部 省エネルギー対策課

工場・事業場担当

電話：048-600-0443
メール：bzl-SYOENE-TEIKIHOUKOKU★meti.go.jp
※「★」を「@」に置き換えてください。

荷主担当

電話：048-600-0426
メール：bzl-SYOENE-TEIKIHOUKOKU2★meti.go.jp
※「★」を「@」に置き換えてください。

遠解任担当

電話：048-600-0426
メール：bzl-SYOENE-TEIKIHOUKOKU3★meti.go.jp
※「★」を「@」に置き換えてください。

その他

電話：048-600-0362
メール：bzl-kanto-shoene2★meti.go.jp
※「★」を「@」に置き換えてください。

 [ダウンロード（Adobeサイトへ）](#)

最終更新日：2025年6月2日

令和7年度書類提出期限

令和7年度の書類の提出等の期限は、下記の通りです。

各提出書類期限

● 工場等に係る定期報告書等の提出期限